

第十三回国会 衆議院 農林委員會 會議録 第十五号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長代理理事 河野 謙三君

理事 小林 運美君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 川西 清君

坂田 英一君 坂本 實君

千賀 康治君 中馬 辰猪君

幡谷仙次郎君 原田 雪松君

吉川 久衛君 高倉 定助君

石井 繁九君 竹村奈良一君

足鹿 覺君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

總理府事務官(特別調達官) 長岡 伊八君

管理部長 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長) 寺内 祥一君

農林事務官(蚕糸局長) 今泉 兼寛君

經濟安定事務官(建設交通局長) 堀口 定義君

大藏省事務官(管財局附屬機関第二課長) 堀口 定義君

經濟安定事務官(産業局長) 藤巻 吉生君

專門員 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

三月十八日

委員八百板正君辭任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

三月十八日

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

同月十四日

西枇杷島町の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

楠村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

豊山村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

北里村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

山田村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

新川町の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

西春村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

清洲町の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

師勝村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一〇号)

春日村の農業災害対策確立に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一四一九号)

穀粉工業救済に関する請願(松野頼三君外一名紹介)(第一四二〇号)

同(川野芳満君紹介)(第一四二二号)

同(足鹿覺君紹介)(第一四九四号)

狩猟法施行規則の一部改正に関する請願(武藤嘉一君紹介)(第一四五三号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一四五四号)

同外七件(今井耕君紹介)(第一四九四号)

家畜及び畜産物の消費流通対策確立に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一四九六号)

東條ダムの水利に関する請願外二件(竹村奈良一君外二名紹介)(第一四九七号)

浜名郡北部の土地改良事業実施促進に関する請願(中村幸八君外二名紹介)(第一四九八号)

同月十八日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

秋ノ宮村地内国有林払下げに関する請願(飯塚定輔君紹介)(第一五三三三号)

麦の銘柄別価格差の増額に関する請願(川西清君紹介)(第一五三四号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

秋ノ宮村地内国有林払下げに関する請願(飯塚定輔君紹介)(第一五三三三号)

麦の銘柄別価格差の増額に関する請願(川西清君紹介)(第一五三四号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

秋ノ宮村地内国有林払下げに関する請願(飯塚定輔君紹介)(第一五三三三号)

麦の銘柄別価格差の増額に関する請願(川西清君紹介)(第一五三四号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

秋ノ宮村地内国有林払下げに関する請願(飯塚定輔君紹介)(第一五三三三号)

麦の銘柄別価格差の増額に関する請願(川西清君紹介)(第一五三四号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願(船田亨二君紹介)(第一五四一号)

蚕糸局廃止反対に関する請願(田中重彌君紹介)(第一五四二二号)

産米価額と仮払金との差額に附する延滞利子の引上げに関する請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第一五六六号)

嘉田生崎村土地改良事業実施反対の請願(鈴木明良君紹介)(第一六〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出第六〇号)

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

土地改良事業に関する件

農地及び開拓地の接収及び使用に関する件

肥料に関する件

同日

穀粉工業救済に関する請願(中馬辰猪君外九名紹介)(第一五三二号)

同(田嶋好文君紹介)(第一五六七号)

同(田口長治郎君外二名紹介)(第一五六八号)

権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は家畜の事業を行う者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は賃入れしようとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合を除く。）

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその農地又は採草放牧地を耕作又は家畜の事業に供することに より農業生産が低下することが明らかである場合

3 第一項の許可は、條件をつけてすることができる。

4 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地の転用の制限）

第四條 農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地を農地以外のものにする場合に、農林大臣の許可）を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合

合は、この限りでない。

一 第七條第一項第三号に掲げる農地を農地以外のものにする場合

二 次條第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合

四 土地收用法その他の法律によつて收用し、又は使用した農地をその收用又は使用に係る目的に供する場合

五 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、條件をつけてすることができる。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五條 農地を農地以外のものにする者又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について権利を取得する場合に、農林大臣の許可）を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 これらの権利を取得する者が、国又は都道府県である場合

二 土地收用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が收用され、又は使用される場合

三 その他省令で定める場合

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 小作地等の所有の制限

（所有できない小作地及び小作採草放牧地）

第六條 国以外の者は、何人も左に掲げる小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

一 その所有者の住所のある市町村の区域（採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。）の外にある小作地又は小作採草放牧地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地であつて、その都道府県に於て別表で定める面積（都道府県知事が農林大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえる面積のもの

2 前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者の世帯員が当該所有者の住所のある市町村の区域内で所有する小作地又は小作採草放牧地は、当該所有者が所有するものとみなす。

3 第一項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地

のある市町村の区域内にないものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農又はその世帯員であつた者で第二條第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と住居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその農地について引き続き耕作をしていて、且つ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住居を有するに至る見込があると市町村農業委員会が認めたものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地又は小作採草放牧地以外の採草放牧地でその所有者又はその世帯員でない者が平穩に、且つ、公然と耕作又は家畜の事業に供しているものは、小作地又は小作採草放牧地とみなす。

6 第一項の規定の適用については、次條第一項第五号及び第六号に掲げる小作地又は小作採草放牧地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。

（所有制限の例外）

第七條 左の各号の一に該当する小作地又は小作採草放牧地は、前條第一項の規定にかかわらず、所有することができ。

一 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地又は小作採草放牧地

二 試験研究又は農事指導の目的に供するものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地

三 近く農地又は採草放牧地以外のものとするを相当とするものとして、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けた小作地又は小作採草放牧地

四 自作農又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて自作地又は自作採草放牧地として耕作、採草又は家畜の放牧をすることができなくなつたため、小作地又は小作採草放牧地として貸し付けられている土地であつて、自作農であつた者又はその世帯員が耕作、採草又は家畜の放牧をすることができようになれば直ちにこれをなすよう市町村農業委員会が認めたもの

五 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けたもの

六 第二十六條から第三十一條までの規定による利用権の設定により新たに小作採草放牧地となつた土地

七 その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地

2 前項第二号、第三号及び第五号の指定は、有効期間を限り、又はその他の條件をつけてすることができる。

（公示及び通知）

第八條 市町村農業委員会は、前二條の規定により所有してはならない小作地又は小作採草放牧地があるとき、左に掲げる事項を公示し、且つ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しななければならない。

一 その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 第六條第一項第一号の規定により所有してはならない場合には、その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積、同項第二号の規定により所有してはならない場合には、その者がその市町村の区域内で所有するすべての小作地又は小作採草放牧地（前條第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。）の所在、地番、地目及び面積並びに所有してはならない面積

三 その他必要な事項

2 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、通知ができないときは、通知すべき事項を公示して通知に代えることができる。

（買収）

第九條 前條第一項の規定により公示された小作地又は小作採草放牧地の所有者が、第六條第一項第一号に該当する旨の公示があつたと

きは、その公示に係る小作地又は小作採草放牧地を、同項第二号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地又は小作採草放牧地のうち所有してはならない面積に相当するものを、その公示の日から起算して一箇月以内に（その公示に係る小作地又は小作採草放牧地の所有者がその期間の満了前に市町村農業委員会に対しその期間の満了の日の翌日から起算して二箇月をこえない期間内定期日を定め、その期日までその期間を延長すべきことを書類で申し入れたときは、その期日まで）他の者に譲渡しないときは、国がこれを買収する。但し、本文に規定する期間内に第三條第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに対し不許可の処分があるまでは、この限りでない。

2 国は、第六條第一項第二号に該当するものとして前項の規定により小作地又は小作採草放牧地を買収する場合において、その分筆を避けるため特に必要があるときは、一反歩をこえない範囲内で、所有してはならない面積をこえる面積のものを買収することができる。

3 前二項の規定による国の買収は、後三條に規定する手続に従つてするものとする。

（市町村農業委員会の関係書類の進達）

第十條 市町村農業委員会は、前條の規定により国が小作地又は小作採草放牧地を買収すべき場合に

は、遅滞なく、買収すべき小作地又は小作採草放牧地を定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

2 市町村農業委員会は、前項の書類を進達する場合において、買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利の種類並びにその権利を有する者の氏名又は名称及び住所

三 その土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利の種類並びにその権利を有する者の氏名又は名称及び住所

（買収令書の交付及び縦覧）

第十一條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、遅滞なく（同條第二項の規定による通知を遅滞なく）、左に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその土地の所有者に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一項に掲げる事項
二 買収の期日
三 対価
四 対価の支払の方法（次條第二項の規定により対価を供託する

場合には、その旨）
五 その他必要な事項
都道府県知事は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 市町村農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しななければならない。

（対価）
第十二條 前條第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から第十條第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならぬ。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
二 対価の支払を受けるべき者が確知することができない場合
三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合
（効果）
第十三條 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その土地の上にある先取特

権、質権及び抵当権は、消滅し、その土地の所有権は、国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしないうときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

（附帯施設の買収）
第十四條 第九條の規定による買収をする場合において、市町村農業委員会がその買収される土地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される土地の所有者又はその世帯員の有する土地（農地及び採草放牧地を除く）、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利をあわせて買収することができる。

2 第十條から前條までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第十條第一項中第二号は、「二土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはそ

の樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

(旧自作農創設特別措置法により売却した農地等の買収)

第十五条 第三條第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、第三條第一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、国がこれを買収する。

2 第十條から前條までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。

(申出による買収)

第十六條 農地又は採草放牧地の所有者は、市町村農業委員会に対し、その所有する農地又は採草放牧地を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

2 第十條から第十四條までの規定は、前項の規定による申出があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第十七條 第十條第二項(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條の規定による通知及び第十一條(第十四條第二項、第十五條第二項又は前條第二項で準用する場合を含む。))の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第三節 利用関係の調整

第十八條 農地又は採草放牧地の賃借は、その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもつてその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができ。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六條第一項及び第三項(用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任)の規定は、登記をしてない賃借借の目的である農地又は採草放牧地が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三條(同時履行の抗弁権)の規定は、前項の場合に準用する。

(農地又は採草放牧地の賃借借の更新)

第十九條 農地又は採草放牧地の賃借借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六箇月前まで(賃借人又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃借をしたことが明らかでない場合は、その期間の満了の六箇月前から一箇月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしなかつたときは、従前の賃借借と同一の条件で更に賃借借をしたものとみなす。

(農地又は採草放牧地の賃借借の解約等の制限)

第二十條 農地又は採草放牧地の賃借借の当事者は、省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃借借の解除をし、解約の申入をし、合意による解約をし、又は賃借借の更新をしない旨の通知をしてはならない。但し、合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行われる場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、左に掲げる場合でなければしてはならない。

一 賃借人が信義に反した行為をした場合

二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合

三 賃借人の生計、賃借人の経営能力等を考慮し、賃借人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合

四 その他正当の事由がある場合

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができ。

4 第一項の許可を受けなかつた行為は、その効力を生じない。

5 前條又は民法第六百七十八條(解約の申入)若しくは第六百七十八條(解約権の留保)の規定と異なる小作条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めなかつたものとみなす。

6 農地又は採草放牧地の賃借借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす。

(小作料の最高額)

第二十一條 市町村農業委員会は、小作農の経営を安定させることを旨とし、省令で定める基準に基

き、都道府県知事の認可を受け、農地ごとに小作料の最高額を定めなければならない。

2 市町村農業委員会は、前項の額を定めるときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の基準が変更されたときは、同項の規定により市町村農業委員会が定めた額は、変更後の基準の従前の基準に対する比率に応じて変更されたものとみなす。

(小作料の定額金納)

第二十二條 小作料を定める契約では、その額は、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえない範囲の定額の金銭で定めなければならない。

2 前項の規定に違反する契約については、前條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額を小作料の額を定めたものとみなす。

(小作料の支払又は受領の制限)

第二十三條 小作料は、金銭以外のもので支払い、若しくは受領し、又は第二十一條第一項の規定により市町村農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは受領してはならない。

2 どのような名目によるのであつても、前項の規定による制限を免れる行為をしてはならない。

(小作料の減額請求権)

第二十四條 小作料の額が、田にあつては、收穫された米の価額の二割五分、畑にあつては、收穫された主作物の価額の一割五分をこえるときは、小作農は、その農地の所有者又は賃借人に対し、その割合に相当する額になるまで小作料

の減額を請求することができる。

(契約の文書化)

第二十五條 農地又は採草放牧地の賃借借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、小作料の額及び支払条件その他その契約並びにこれに附随する契約の内容を明らかにするとともに、その写を市町村農業委員会に提出しなければならない。

(利用権設定に関する承認)

第二十六條 耕作の事業を行う者は、左に掲げる事項を目的とする土地又は立木についての使用収益の権利(以下「利用権」という。)を取得する必要があるときは、省令で定める手続に従い、市町村農業委員会の承認を受け、土地又は立木の所有者その他これらに關し權利を有する者に対し、利用権の設定に關する協議を求めることができる。

一 自家用の薪炭とするための原木の採取

二 自家用の燃料とするための枝、落葉等の採取

三 自家用の肥料、飼料又は糞料とするための草又は落葉の採取

四 耕作の事業に附随して飼育する家畜の放牧

2 前項第一号に掲げる事項を目的とする利用権の設定については、市町村農業委員会は、左に掲げる場合に限り、同項の承認をすることができ。

一 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をして土地について利用権を設定しようとする場合

五

二 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしてきた土地についてその採取をすることができなくなつた場合において、これに代るべき土地に利用権を設定しようとする場合

三 他の耕作の事業を行う者が慣行又は契約により原木の採取をしてきた土地について利用権を設定しようとする場合

3 市町村農業委員会は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、その申請に係る協議の相手方その他省令で定める者の意見を聞かなければならない。

4 市町村農業委員会は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

5 第一項の規定は、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）による国有林野には、適用しない。

（裁定の申請）

第二十七條 前條第一項の協議がととのかず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、省令で定める手続に従い、その利用権の設定に關し市町村農業委員会に裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第二十八條 市町村農業委員会は、前條の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る利用権設定の相手方にこれを通知し、

二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならぬ。

2 市町村農業委員会は、前項の期間経過後二箇月以内に裁定をしなければならない。

（裁定）

第二十九條 利用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 利用権の設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積又は立木の所在、樹種及び数量

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

四 対価

五 対価の支払の方法

2 前項の裁定は、同項第一号から第三号までの事項については、申請の趣意をこえてはならない。

第三十條 市町村農業委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八條第一項の通知をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。

3 民法第二百七十二條但書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百二十二條（賃借権の譲渡又は転賃の禁止）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（市町村等の利用権設定）

第三十一條 第二十六條から前條までの規定は、市町村又は農業協同組合が耕作の事業を行うために第二十六條第一項に掲げる事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認めた場合に準用する。

（利用権の保護）

第三十二條 耕作の事業を行う者が第二十六條第一項に掲げる事項を行うことを目的とする有償の契約については、第十八條から第二十条まで及び第二十五條の規定を準用する。

（競売の特例）

第三十三條 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、競売期日、再競売期日又は入札期日において許すべき競売価額の申出がないときは、その競売を申し立てた者は、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を買い取るべき旨を申し出ることができる。

2 農林大臣は、前項の申出があつたときは、左に掲げる場合を除いて、次の競売期日、再競売期日又は入札期日までに、裁判所に対して、その土地を第二十二條第一項の政令で定めるところの規程により算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

（市町村農業委員会への通知）

第三十五條 農林大臣は、第三十三條

（市町村農業委員会への通知）

第三十五條 農林大臣は、第三十三條

額が第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額をこえる場合

二 国が競売人となれば、その土地の上にある留置権、先取特権、質権又は抵当権で担保される債権を弁済する必要がある場合

三 売却条件が国に不利になるように変更されている場合

前項の申入があつたときは、国は、民事訴訟法又は競売法による最高価競買人又は最高価入札人となつたものとみなす。この場合の競買価額又は入札価額は、第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

（公売の特例）

第三十四條 国徴収法（明治三十四年法律第二十一号）による滞納処分（その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。）により公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合に、滞納処分を行う行政庁が、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、国がその土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林大臣は、前條第二項第二号及び第三号に掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。

2 前項の申入があつたときは、国は、公売により買受人となつたものとみなす。

（市町村農業委員会への通知）

第三十五條 農林大臣は、第三十三條

條又は前條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、市町村農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第五節 国からの売却

（農地、採草放牧地等の売却の相手方）

第三十六條 国は、第九條第一項若しくは第二項若しくは第十五條第一項の規定により買収し、又は第十六條第一項の規定に基く申出により買収した農地及び採草放牧地、所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する農地及び採草放牧地のうち農林大臣が定めるもの並びに第三十三條又は第三十四條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を、この節に規定する手続に従い、左に掲げる者に売り渡す。但し、第八十條の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をする場合は、この限りでない。

一 その土地が小作地又は小作採草放牧地（次号に掲げるものを除く。）である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行っている者（耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うことができなくなつたため、その土地を貸し付けてゐる場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができるようになれば直ちにその事業を行うと市町村農業委員会が認めた場合にあつたとき）に、その土地を譲渡する。

二 前項の土地が小作地又は小作採草放牧地（次号に掲げるものを除く。）である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行っている者（耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うことができなくなつたため、その土地を貸し付けてゐる場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができるようになれば直ちにその事業を行うと市町村農業委員会が認めた場合にあつたとき）に、その土地を譲渡する。

三 前項の土地が小作地又は小作採草放牧地（次号に掲げるものを除く。）である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行っている者（耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二條第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うことができなくなつたため、その土地を貸し付けてゐる場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができるようになれば直ちにその事業を行うと市町村農業委員会が認めた場合にあつたとき）に、その土地を譲渡する。

つては、その貸主で自作農として農業に精進する見込があるもの

二 その土地が共同利用すること
が適当な採草放牧地である場合には、地方公共団体又は農業協同組合

三 前二号以外の場合には、自作農として農業に精進する見込がある者で市町村農業委員会が適当と認めたもの

2 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十四條第一項の規定によりあわせて買収した土地、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（以下「附帯施設」という。）があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売渡を受ける者にあわせて売り渡す。

（買受の申込）
第三十七條 前條第一項の農地又は採草放牧地を買い受けようとする者は、省令で定める買受申込書を市町村農業委員会に提出しなければならない。

（市町村農業委員会の関係書類の進達）
第三十八條 市町村農業委員会は、第三十六條第一項各号の一に該当する者から前條の買受申込書の提出があつたときは、これに基づき、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 売り渡すべき附帯施設があるときは、土地については所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

四 その他省令で定める事項
（売渡通知書）
第三十九條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号から第三号までに掲げる事項
二 売渡の期日
三 対価
四 対価の支払の方法
五 その他必要な事項

は、その売渡の相手方に移転する。

（対価の支払）
第四十一條 第三十六條の規定により売り渡した農地、採草放牧地及び附帯施設の対価の支払は、支払期間三十年（振替期間を含む。）以内、年利五分五厘の均等年賦支払の方法によるものとする。但し、その農地、採草放牧地又は附帯施設を買い受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支払の方法によるものとする。

（対価の徴収の委任）
第四十二條 国は、政令で定めるところにより、前條の対価の徴収を市町村にさせることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、国は、省令で定めるところにより、その責任を免除することができる。

（督促、滞納処分等）
第四十三條 第三十六條の規定による売渡を受けた者がその指定された期日までにその対価を支払わなかつたときは、国は、督促状により、期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 前項の督促状で指定された期限までに前項の支払がないときは、その期限満了の日の翌日から対価の支払の日までの日数に応じ、滞納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

3 第一項の対価及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分

し、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処分を請求することができる。

4 国が前項の規定により市町村に対して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一條の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
6 国税徴収法第四條ノ一（繰上徴収、第四條ノ九（書類の送達）、第四條ノ十（公示送達）及び第九條第四項から第十項まで（延滞加算税額の徴収）の規定は、第四十一條の対価の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「延滞加算税額」とあるのは、「延滞金額」と読み替へるものとする。

して利用する必要がある土地
二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利
三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発する必要があるもの

四 第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工作物でこれらの土地の開発後の利用上必要なもの
五 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用に関する権利

2 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の條件が政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるものでなければならない。

（国に対する買収の申出）
第四十五條 市町村農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に對し、前條第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利（以下「土地等」という。）を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

（買収すべき土地等の調査）
第四十六條 都道府県知事は、第四十五條第一項第一号に該当する土地で自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするものがあると認めるときは、省令で定めるところにより、その土地の傾斜、土性等の自然的條件及びその土地に係る同項第三号から第五号まで（国が所有する土地

第一節 買収
（買収の対象）
第四十四條 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があるときは、第四十六條から第五十四條までの規定に従い、左に掲げるものを買収することができる。

一 開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行うべき自作農が採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、ため池、宅地等と

し、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処分を請求することができる。

4 国が前項の規定により市町村に対して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一條の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
6 国税徴収法第四條ノ一（繰上徴収、第四條ノ九（書類の送達）、第四條ノ十（公示送達）及び第九條第四項から第十項まで（延滞加算税額の徴収）の規定は、第四十一條の対価の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「延滞加算税額」とあるのは、「延滞金額」と読み替へるものとする。

については同項第二号から第五号までに掲げる土地等を調査しなければならぬ。

(都道府県開拓審議会への諮問)
第四十七條 都道府県知事は、前條の規定による調査をしたときは、その調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならぬ。

(買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等)
第四十八條 都道府県知事は、前條の規定による諮問に対し、国が買収することが適当である旨の答申があつたときは、左に掲げる事項を定め、これを公示するとともに、市町村農業委員会に通知しなければならぬ。

一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及び所在
二 土地の利用予定の概要

2 市町村農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して十日間、その事務所で、その通知の内容を記載した書類を縦覧に供しなればならぬ。

3 市町村農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならぬ。この場合において、通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる。

4 第一項の土地等の所有者、市町

村農業委員会その他その土地等の買収について意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その意見書の内容を都道府県開拓審議会に通知し、その土地等を国が買収することの適否について、同項の期間満了後、更に都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定による諮問に対し、その土地等の全部又は一部について、これを国が買収することが不適当である旨の答申があつたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又はこれを変更しなければならぬ。

(土地の形質の変更等の制限)
第四十九條 前條第一項の規定による公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を除去し、若しくは損壊してはならない。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場合及び省令で定める場合は、この限りでない。

(買収令書の交付及び縦覧)
第五十條 都道府県知事は、第四十八條第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買

収することが適当である旨の答申があつたときは)、その土地等につき左に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその土地等の所有者に、その謄本を市町村農業委員会に交付しなければならぬ。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日
四 対価
五 対価の支払の方法(次條第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)

六 その他必要な事項
2 都道府県知事は、前項の規定により買収令書を作成する場合において、買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権があると

きは、その権利を有する者に対し、省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならぬ。この場合には、買収令書及びその謄本の交付は、その期間経過後にしなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付をすることができないときは、その内容を公示して交付に代えることができる。

4 市町村農業委員会は、買収令書

の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなればならぬ。

(対価)
第五十一條 前條第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から前條第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならぬ。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合
三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)
第五十二條 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日又はその買収の目的となつた第四十四條第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同項第五号の権利は、国が取得し、同項第二号の権利は、消滅する。

2 前項の規定により国が第四十四條第一項第一号若しくは第三号の

土地又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を所得したときは、その土地、立木又は工作物に関する所有権以外の権利は、その時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

4 国が買収令書に記載された買収の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

5 第十三條第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(補償金の交付)
第五十三條 国は、前條第二項の規定により消滅した権利(先取特権、質権及び抵当権を除く。)でその土地等に係る第四十八條第一項の公示の時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出した額の補償金を交付する。

2 前項の規定による補償金の交付の手續は、省令で定める。

同様とする。)を目的とする地役権又は電線の支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利があるときは、第五十二條第二項の規定にかかわらず、これらの権利は、消滅しない。

2 第五十二條第一項の規定により国が取得した土地が、その取得の時に電気事業者が所有権、地上権、賃借権又は使用貸借による権利に基づき電線の施設の用に供していたものである場合には、その取得の時に、その電気事業者のためにその電線の施設の設置を目的として、その土地を承役地とし、その電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定されたものとみなす。この場合において、従前の権利に存続期間の定めがあるときは、地役権の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

4 第二項の規定により地役権の設定は、その登記がなくとも、その承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者にこれをもつて對抗することができる。

5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的である工場財団、鉄道財団又は軌道財団に属しているときは、その地役権は、その抵当権の目的となるものとする。

(不用物件の収去)

第五十五條 国は、第四十四條の規定により買収した土地又は工作物の上にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、都道府県知事が省令で定める収去令書とその物件の所有者又は占有者に交付しなければならない。

3 第一項の物件で第四十八條第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者は、前項の規定による収去令書の交付があつた場合において、収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、省令で定める手続に従い、国に対し、その買収を請求することができる。

4 第五十條から第五十二條までの規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、第五十條第一項中「第四十八條第四項の期間が満了したとき」と「その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき」とあるのは、

「第五十五條第三項の規定による請求があつたとき」と読み替へるものとする。

5 国は、第一項の物件で第四十八條第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者又は占有者が同項の規定による命令に基づく収去によつて損失を受けた場合には、省令で

定める手続に従い、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(漁業権の消滅等)

第五十六條 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があり、且つ、国土資源の利用に関する総合的な見地から適当と認められるときは、漁業権若しくは入漁権を消滅させ、又は公有水面の埋立をする権利を買収することができる。

2 前項の規定により権利を消滅させ、又は買収するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十條及び第五十一條の規定は、前項の規定による諮問に対し権利を消滅させ、又は買収することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、漁業権又は入漁権については、これらの規定中「買収」とあるのは「権利消滅通知書」と、あるのは「権利消滅通知書」と、「対価」とあるのは「補償金額」と読み替へるものとする。

4 国が権利消滅通知書に記載された漁業権又は入漁権の消滅の期日までに補償金の支払又は供託をしたときは、その期日に、その漁業権(その上にある先取特権及び抵当権を含む)又は入漁権は、消滅する。

5 前項の規定により消滅する先取特権又は抵当権を有する者は、第三項で準用する第五十一條第二項の規定は第三項の規定により供託

された補償金に対してその権利を行うことができる。

6 国が買収令書に記載された公有水面の埋立をする権利の買収の期日までに対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その権利は、国が取得する。

7 国が権利消滅通知書又は買収令書に記載された権利消滅の期日又は買収の期日までに補償金又は対価の支払又は供託をしないときは、その権利消滅通知書又は買収令書は、効力を失う。

8 第十三條第四項の規定は、第四項及び前二項の場合に準用する。(使用)

第五十七條 国は、自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地の造成のための建設工事をする場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用することが必要な土地又は井戸、かん渠等の施設で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近にあるときは、これを使用することができる。

2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十條第一項、第三項及び第四項並びに第五十一條第三項の規定は、前項の規定による諮問に対し土地又は施設を使用することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、第五十條中「買収令書」とあるのは「使用令書」と、同條第一項中「買収

の期日」とあるのは「使用権の内容、使用開始の期日及び使用期間」と読み替へるものとする。

4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当な額とする。

5 都道府県知事が第三項で準用する第五十條の規定により使用令書を交付したときは、その使用開始の期日に、その土地又は施設の使用権を国が取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、その使用権の行使の妨げとなる範囲で使用する期間その行使を停止される。

6 国は、前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同項の規定による権利の行使の停止によつて損失を受ける場合には、省令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(被使用者の買収請求)

第五十八條 前條の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、省令で定める手続に従い、国に対し、その買収を請求することができる。

2 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

(代地の買収)

第五十九條 国は、第四十四條第一項の規定により同項第一号に掲げ

る土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、その土地に代るべき土地として売り渡すために必要な近傍の土地（その土地の上にある立木を含む）を買収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により買収することを相当とする土地があるとき、省令で定めるところにより、その土地を調査しなければならない。

3 第四十七條から第四十九條までの規定は、前項の規定による調査をした場合に準用する。

4 都道府県知事は、前項で準用する第四十八條第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同條第五項の規定による諮問に対し都道府県開拓審議会から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき）は、その土地を買収することについて、農林大臣に対し、その承認を申請しなければならない。

5 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

（承継人に対する効力）
第六十條 第五十條（第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む。）の規定による買収命令、権利消滅通知書又は使用令書の交付及び第五十五條第二項（第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む。）の規定による収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第二節 売渡
（売り渡すべき土地等）
第六十一條 国は、左に掲げるものを次條から第六十七條までに規定する手続に従い、売り渡すことができる。

一 第四十四條第一項の規定により買収した土地等
二 第五十八條第一項の規定に基づく請求により買収した土地又は施設
三 第七十二條の規定により買収した土地等
四 所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地等
五 公有水面埋立法（大正十五年法律第五十七号）により農林大臣が造成した埋立地
（土地配分計画）
第六十二條 前條の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行うものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事（政令で定める地区については、農林大臣）は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。
（買受予約申込書の提出）
第六十三條 前條第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一條に掲げる土地等を買受けるようとする者は、省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を経由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前條第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しなければならない。

（売渡予約書の交付）
第六十四條 都道府県知事は、前條の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込のあるものの中から都道府県開拓審議会の意見を聞いて適当と認められる者を選定し、その者に省令で定める売渡予約書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前條の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県開拓審議会の意見を聞いてその者に売り渡すことを相当と認めたときは、これらの者に対しても売渡予約書を交付することができる。

（買受の申込）
第六十五條 前條の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された市町村農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

（市町村農業委員会の関係書類の進達）
第六十六條 市町村農業委員会は、前條の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、左に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に進達しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
三 その他省令で定める事項
（売渡通知書）
第六十七條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 前條第一号及び第二号に掲げる事項
二 その土地等の用途
三 売渡の期日
四 対価
五 対価の支払の方法
六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期
七 その他必要な事項
2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第四十條から第四十三條までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。
（一時使用）
第六十八條 第六十四條の規定による売渡予約書の交付を受けた者が、省令で定める手続に従い、都道府県知事に第六十一條に掲げる土地等の使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めたときは、国は、同條の規定による売渡をするまでの間、その土地等を都道府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。

2 前項の規定による土地等の使用は、建物を除き、無償とする。但し、その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげることでありと認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三條の規定は、第一項の規定による使用の対価の徴収について準用する。
（代地の売渡）
第六十九條 第五十九條の規定により買収した土地（その土地の上にある立木を含む。）の同條に掲げる者への売渡は、都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所
二 売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木がある場合には、その樹種及び数量
三 売渡の期日
四 対価
五 対価の支払の方法

規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

六 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支払は、一時払の方法によるものとする。

4 第四十條、第四十二條及び第四十三條の規定は、第一項の売渡について準用する。

第七十條 国は、第四十四條の規定により土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、所管換又は所屬替を受けて第七十八條第一項の規定により農林大臣が管理する土地（その土地の上にある立木を含む。）を買収した土地に代るべき土地として売り渡すことができる。

2 前項の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

（売渡後の検査）
第七十一條 都道府県知事は、第六十一條の規定により売り渡した土地等につき第六十七條第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。

（売り渡した土地等の買戻）
第七十二條 国は、第六十一條の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

一 前條の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地

第一類第九号 農林委員會議録第十五号 昭和二十七年三月十九日

の開墾を完了していないことが明らかとなつた場合

二 前條の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなつた場合

三 前條の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に對し、左に掲げる事項を記載した買収令書を送付して行ふ。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
三 買収の期日
四 対価
五 対価の支払の方法（第四項で六 その他必要な事項
3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條第二項の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

り売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合
二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合
三 その他省令で定める場合

2 前項の許可は、條件をつけてすることができる。

3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外）
第七十四條 第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、第二章第一節（第四條の規定を除く。）及び第二節の規定は、適用しない。

（開墾に関する制限規定の適用除外）
第七十五條 第四十四條第一項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林大臣が所管換又は所屬替を受けた土地及び公有水面

埋立法により農林大臣が造成した埋立地の開墾その他開墾のためにする行為（これらの土地の売渡後の行為を含む。）については、他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、適用しない。

第四章 雑則
（登記の特例）
第七十六條 国がこの法律により買収又は売渡をする場合の登記については、政令で特例を定めることができる。

（土地台帳法の適用の特例）
第七十七條 国が第九條、第十四條、第十五條又は第十六條の規定により買収した土地については、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第四十四條（国有地の適用除外）の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同法を適用する。

2 国がこの法律により土地を買収する場合において、必要があるときは、都道府県知事は、省令で定める手続に従ひ、土地台帳法第十八條（地租の申告）、第二十六條（申告）、第四十條（申告義務の継承）又は第四十一條（質権者又は地上権者の申告義務）の規定による申告を土地所有者、質権者又は地上権者に代つてすることができ

る。

3 国がこの法律により売り渡した土地についての土地台帳法の登録については、省令で特例を定めることができる。

（買収した土地、立木等の管理）
第七十八條 国が第九條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第

十五條第一項、第四十四條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項若しくは第七十二條第一項の規定により買収し、第十六條第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定に基づく申出により買取り、又は第五十五條第三項若しくは第五十八條第一項の規定に基づく請求により買収した土地、立木、工作物及び権利並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

（売払）
第九十九條 国有財産法第十四條第一項第六号の規定は、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

第五十六條第一項、第五十九條第一項若しくは第七十二條第一項の規定により買収し、第十六條第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定に基づく申出により買取り、又は第五十五條第三項若しくは第五十八條第一項の規定に基づく請求により買収した土地、立木、工作物及び権利並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

第八十條 農林大臣は、第七十八條

第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所屬替をすることが出来る。

2 農林大臣は、前項の規定により

売り払い、又は所管換若しくは所屬替をすることが出来る土地、立木、工作物又は権利が第九條、第十四條又は第四十四條の規定により買収したものであるときは、政令で定める場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者に売り払わなければならない。この場合の売払の対価は、その買収の対価に相当する額（耕地整理組合費、土地区劃整理組合費その他省令で定める費用を国が負担したときは、その額をその買収の対価に加算した額）とする。

（公簿の閲覧等）

第八十一條 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所に於て、この法律による買収、買取、使用、消滅請求又は売渡に關し、無償で、必要な簿書を閲覧し、又はその謄本の交付を受けることができる。

（立入調査）

第八十二條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律による買収、使用その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは

測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害關係人から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の場合には、農林大臣又は都道府県知事は、省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にこれを通知しなければならない。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。

4 第一項の規定による立入は、工作物、宅地及びき、さく等で囲まれた土地に対しては、日出から日没までの間でなければならぬ。

5 国は、第一項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、省令で定めるところにより、その者に對し、通常生ずべき損失を補償する。

6 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収）

第八十三條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、土地の状況等に関し、都道府県農業委員会又は市町村農業委員会から必要な報告を徴することができる。

（小作地又は小作採取放牧地の状況の概況）

第八十四條 市町村農業委員会は、

毎年八月一日現在の小作地及び小作採取放牧地の所有状況を記載した書類を作成し、これを九月一日から同月三十日までの間市町村農業委員会の事務所で縦覧に供しなければならない。

（訴願等）

第八十五條 左に掲げる処分（次項に規定するものを除く）に對し不服がある者は、市町村農業委員会の処分に対しては都道府県知事に、都道府県知事又は農林大臣の処分に対しては農林大臣に、それぞれ訴願することができる。

一 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項又は第二十條第一項の規定による許可に關する処分

二 第十一條第一項（第十四條第二項、第十五條第二項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付

三 第二十七條の規定による申請に基く裁定

四 第三十九條第一項の規定による売渡通知書の交付

五 第五十條第一項（第五十五條第四項、第五十六條第三項、第五十七條第三項、第五十八條第二項又は第五十九條第五項で準用する場合を含む。）又は第七十二條第二項の規定による買収令書、權利消滅通知書又は使用令書の交付

六 第六十七條第一項の規定による売渡通知書の交付

七 第七十三條第一項の規定による許可に關する処分

八 第四條第一項、第五條第一項又は第七十三條第一項の規定による許可に關する処分であつて、農業

権者、租賦権者又は採石業者を相手方とするものに對し不服がある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

（土地の面積）

第八十六條 この法律の適用については、土地の面積は、土地台帳の面積による。但し、土地台帳の面積が著しく事実と相違する場合及び土地台帳の面積がない場合には、実測に基き、市町村農業委員会（第三章の適用については、都道府県知事）が認定したところによる。

（換地予定地に相当する従前の土地の指定）

第八十七條 第八條の規定による公示又は第九條若しくは第十五條の規定による買収をする場合において、その公示又は買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、都道府県知事は、旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）に基く耕地整理都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條第二項で準用する旧耕地整理法の規定による土地区劃整理又は土地改良法（昭和二十二年法律第九十五号）に基く土地改良事業に係る規約によつて、換地処分を効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることが出来るものとして指定された土地又はその土地の部分に相當する従前の土地又は土地の部分の地目、地積、土性等を考慮して指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく市町村農業委員会に通知しなければならない。

（公示の方法）

（代行）

第八十九條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるときは、この法律により都道府県知事の権限に屬させた事項を處理することが出来る。

2 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があるときは、この法律により都道府県知事の権限に屬させた事項を處理することが出来る。

3 農林大臣は、第一項の規定により處理を命じたときは前項の規定によりみずから處理するときは、その旨を告示しなければならない。

（市町村農業委員会に関する特例）

第九十條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二條第一項但書の規定により、市町村農業委員会が置かれていない市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

2 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村については、この法律の適用については、この法律中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と読み替へるものとする。

（特別区等の特例）

第九十一條 この法律中市町村又は

市町村長に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の區長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項（區を設ける市）の市にあつては區又は區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

第五章 罰則

第九十二條 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第二十條第一項（第三十二條で準用する場合を含む）、第二十三條又は第七十三條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第四十九條の規定に違反した者

二 第八十二條第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務又は財産に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内で政令で定める。

別表

都道府県名	面積第三條第二項第三号の二	面積第三條第二項第四号の二	積小項第六條第一項第二号の面積	積小項第六條第一項第二号の面積
北海道	一・一〇〇	二・〇〇〇	四・〇〇〇	一・〇〇〇
青森	四・五〇〇	二・二〇〇	一・五〇〇	〇・五〇〇
岩手	三・四〇〇	一・三〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
宮城	三・三〇〇	一・三〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
秋田	四・三〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
山形	四・四〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
福島	三・四〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
茨城	三・七〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
栃木	三・九〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
群馬	二・七〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
埼玉	二・七〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
千葉	三・六〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
東京	二・二〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
神奈川	二・二〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
新潟	三・〇〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
富山	三・〇〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
石川	二・七〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
福井	二・七〇〇	一・四〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
山梨	二・一〇〇	一・三〇〇	一・〇〇〇	〇・三〇〇
長野	二・六〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
岐阜	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
静岡	二・三〇〇	一・六〇〇	一・二〇〇	〇・四〇〇
愛知	二・二〇〇	一・七〇〇	一・三〇〇	〇・五〇〇
三重	二・二〇〇	一・七〇〇	一・三〇〇	〇・五〇〇
滋賀	二・四〇〇	一・七〇〇	一・三〇〇	〇・五〇〇
京都	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
大阪	一・九〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	〇・三〇〇
兵庫	一・八〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	〇・三〇〇
奈良	一・八〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	〇・三〇〇
和歌山	一・九〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	〇・三〇〇
鳥取	二・三〇〇	一・六〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
島根	二・二〇〇	一・六〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇
岡山	二・一〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	〇・四〇〇

鹿兒島	二・〇〇〇	三・五〇〇	〇・七〇〇
宮崎	二・七〇〇	五・〇〇〇	〇・九〇〇
大分	二・一〇〇	六・四〇〇	〇・六〇〇
熊本	三・一〇〇	七・〇〇〇	一・〇〇〇
長崎	二・一〇〇	三・一〇〇	〇・七〇〇
佐賀	三・〇〇〇	四・五〇〇	〇・九〇〇
福岡	二・五〇〇	三・一〇〇	〇・八〇〇
高知	一・九〇〇	二・八〇〇	〇・七〇〇
愛媛	二・二〇〇	二・五〇〇	〇・七〇〇
香川	二・一〇〇	二・三〇〇	〇・六〇〇
徳島	二・一〇〇	二・九〇〇	〇・六〇〇
山口	二・一〇〇	三・三〇〇	〇・七〇〇
広島	一・六〇〇	三・八〇〇	〇・五〇〇

農地法施行法案

農地法施行法

（農地調整法等の廃止）

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。

一 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

二 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

三 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）

（措置法による買収等の経過規定）

第二條 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地法（昭和二十七年法律第 号）の施行の時に買収又は使用の効力が生じていないものは、なお従前の例により買収し、又は使用するものとする。

一 旧自作農創設特別措置法（以下「措置法」という。）第六條第五

項の規定による公告があつた農地買収計画に係る農地

二 措置法第十五條第三項で準用する同法第六條第五項の規定による公告があつた買収計画に係る農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地又は建物

三 措置法第三十一條第四項（同法第三十八條第二項で準用する場合を含む。）の規定による公告があつた未墾地買収計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物

四 措置法第三十七條第二項で準用する同法第三十一條第四項の規定による公告があつた買収計画に係る土地（その土地の上にある立木を含む。）

五 措置法第四十條の第四項の規定による公告があつた牧野買収計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は権利

農地法の施行前に措置法第三

條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條第一項、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件及び前項の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収又は使用の効果、対価又は報償金の支払、損失の補償、異議の申立、訴訟、訴訟、登記、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の適用等については、なお従前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十三條の規定により交換された農地及び農地法の施行前に措置法第二十八條（同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む。）の規定により政府が買収した土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお従前の例による。

（措置法による売渡の経過規定）
第三條 農地法の施行前に措置法第二十條（同法第二十八條第四項若しくは第五項又は第四十一條第二項で準用する場合を含む。）の規定による売渡通知書の交付があつた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

2 農地法の施行の際現に措置法第二十九條第一項に規定する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物として国が所有しているもの及び前條第一項第二

号の規定により国が買収した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物は、なお従前の例により売り渡すものとし、その売渡に関する効果、損失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等についても、また従前の例による。

（農地法による買収の経過規定）
第四條 農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の買収に関する政令（以下「買収令」という。）第二條第一項の規定による買収令書の交付があつた土地物件又は権利の買収に関する効果及びその買収に伴う同令第三條第三項の支払金の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお従前の例による。

（国有農地、採草放牧地等の管理及び売渡）
第五條 農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理している農地及び採草放牧地（第三條、次項及び次條に規定するものを除く。）並びに第二條第一項第一号若しくは第五号又は前條の規定により国が取得した農地及び採草放牧地は、農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第九條の規定により買収したものとみなす。

2 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの及び第二條第一項第五号の規定により国が取得した立木、建物その他の工作物又は権利は、

農地法第二章第五節及び第四章の規定の適用については、国が同法第十四條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利（第三條第一項及び次條第一項第三号に規定するものを除く。）

二 措置法第四十一條第一項第二号の規定による決定があつた立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利（第三條第一項に規定するものを除く。）

（国有未墾地等の管理及び売渡）
第六條 左に掲げるもので農地法の施行の際措置法第四十六條第一項の規定により農林大臣が現に管理しているもの、第二條第一項第三号の規定により国が取得した土地、権利、立木又は建物その他の工作物及び第四條の規定により国が取得した土地物件（農地及び採草放牧地を除く。）又は権利は、農地法第五十五條、第五十九條、第三章第二節及び第四章の規定の適用については、国が同法第四十四條第一項の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十條第一項、第三十三條第二項（同法第四十條の五第三項で準用する場合を含む。）又は同法第三十六條の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二 措置法第四十條の二第一項の規定により買収した採草放牧地

で同法第四十條の六第一項の規定による指定があつたもの

三 措置法第四十條の二第六項の規定により買収した立木、建物その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利で前号の採草放牧地に係るもの

四 第一号又は第二号に掲げる土地で措置法第四十一條第四項で準用する同法第二十八條の規定により国が買収したものの

五 措置法第四十一條第一項第三号の規定による決定があつた土地物件

2 左に掲げる土地（その土地の上にある立木を含む。）以下この項で同様とする。で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六條第一項の規定により現に管理しているもの及び第二條第一項第四号の規定により国が買収した土地は、農地法第六十九條及び第七十八條の規定の適用については、同法第五十九條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七條第一項の規定により買収した土地

二 措置法第四十一條の三第一項の規定により売り渡すべきものと決定された土地
（隣接市町村の指定地域における小作地の所有）
第七條 農地法の施行の際、措置法第三條第一項第一号の区域に準するものとして、隣接する市町村の区域内で指定されている地域において現に小作地を所有している者は、その小作地のうち農地

法第六條第一項第二号に規定する面積からその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積を差し引いた面積をこえないものを、同項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができ

（措置法による指定の効力）
第八條 農地法の施行の際、措置法第五條第三号の規定により試験研究又は農事指導の目的に供しているものとして現に指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

2 農地法の施行の際現に措置法第五條第四号の規定による都道府県知事の指定を受けている区域内にある小作地は、農地法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

3 農地法の施行の際現に措置法第五條第五号の規定による指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

（調整法により定められた小作料の額の制限）
第九條 農地法の施行の際現に農地につき旧農地調整法（以下「調整法」という。）第九條ノ五第一項の規定により定められている小作料の額（その農地につき同法第九條ノ三第一項但書の規定により都道府県知事の許可を受けた小作料の額があるときは、その額）は、農地法第二十一條の規定によりその

農地法第二十一條の規定によりその

農地についての小作料の最高額の決定及び公示があるまでは、同條第一項の規定により定められ、同條第二項の規定による公示があつた額とみなす。

(調整法による処分に対する訴願)
第十條 農地法の施行前に調整法によつてした市町村農業委員会の処分に対する訴願については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(未墾地の一時使用)

第十一條 農地法の施行の際現に措置法第四十一條の二の規定による使用をしてゐる者は、農地法第六十四條の規定により売渡予約書の交付を受け、同法第六十八條の規定によりその土地等の使用をしてゐる者とみなす。

(売渡後の未墾地の特例)

第十二條 農地法の施行前に措置法第四十一條第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同條第四項で準用する同法第二十八條の規定により売渡した土地、権利又は立木、工作物その他の物件(採草放牧地にあつては、同法第四十條の六第一項の規定により指定されたものに限る。以下この條で同様とする。)及び第三條に規定する土地、権利、立木又は工作物その他の物件は、農地法第七十一條から第七十四條までの規定の適用については、同法第六十一條の規定により売渡したものとみなす。この場合において、同法第七十一條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後」とあるのは「旧自作農創設特別措置法第四十一條第二項

で準用する同法第二十條第一項の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して五年を経過した後」と、同法第七十二條第一項但書、第七十三條第一項及び第七十四條中「第六十七條第一項第六号の時期到来後三年」とあるのは「売渡の時期から起算して八年」と読み替へるものとする。

(措置法等による処分等の効力)

第十三條 第二條から前條までに規定するものを除く外、農地法の施行前に措置法、調整法、譲渡令又はこれらの法令に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、農地法又は同法に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、これらの規定によつてしたものとみなす。

(支払金の徴収)

第十四條 措置法第十六條(同法第二十九條第二項で準用する場合を含む。)、同法第二十八條(同法第二十九條第二項又は第四十一條第四項で準用する場合を含む。若しくは同法第四十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による土地の売渡又は第三條に規定する土地の売渡を受けた者又はその一般承継人がその売渡を受けた日から十年を経過しない間にその土地を譲渡したときは、その者は、政令で定める場合を除き、その譲渡の日から起算して一箇月以内に左に掲げる算式により算出された額を国に支払わなければならない。この場合において、算式中Pは農地法第十二條第一項(同法第十四條第二項で準用する場合を含む。又は、

同法第五十一條第一項の規定による政令で定めるところにより算出した額、Pは措置法による売渡の対価、nは売渡を受けた日から譲渡の日までの経過年数(一年に満たない端数は、一年とする。)とする。

$$P - \left\{ P + \frac{n}{10} (P - P_0) \right\}$$

2 農地法第四十二條及び第四十三條の規定は、前項の規定による国に対する支払金の徴収について準用する。

3 第一項に規定する売渡を受けた土地について土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地の所有権の交換分合が行われた場合には、次條の規定による改正後の同法百十條第一項(同法百十條第一條で準用する場合を含む。の)の規定によりその土地に代るべきものと定められた土地又は改正前の同法百十條第三項(同法百十條第一條で準用する場合を含む。の)の規定により指定された土地をそれぞれ第一項に規定する売渡を受けた土地とみなして同項の規定を適用する。

(土地改良法の一部改正)

第十五條 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一條の二第一項」を「農地法(昭和二十七年法律第六十六号)第六十一條第一項」に改める。
第六十五條中「農地調整法」及び「農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)」を「農地法」に改める。

第八十七條第七項中「自作農創設特別措置法第四十一條第一項」を「農地法第六十一條」に改める。
第六十條を次のように改める。
(旧自作農創設特別措置法等により売り渡した土地についての特例)

第六十條 農地の所有権の交換分合により所有者が失うべき土地が農地法第三條第二項第六号に規定する土地であるときは、その交換分合によりその所有者が取得すべき土地でこれと地目、地積その他の條件が近似するものをその失うべき土地に代るべきものとして交換分合計画で定めなければならない。

2 前項の場合において、交換分合計画の定めるところによりこれらの土地について所有権の移転があつたときは、同項及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、前項の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土地を同号に規定する土地とみなす。

(土地改良法の改正に伴う経過規定)

第十六條 前條の規定による改正前の土地改良法百十條第三項(同法百十條第一條で準用する場合を含む。の)の規定により指定された土地は、改正後の同法百十條第一項(同法百十條第一條で準用する場合を含む。及び農地法第三條第二項第六号の規定の適用については、同号に規定する土地とみなす。

(農業委員会法の一部改正)
第十七條 農業委員会法(昭和二十

六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「農地等」を「農地、採草放牧地又は新炭林(以下「農地等」という。)に改める。

第六條第一項第一号を次のように改め、同項第二号を削り、同項第三号中「農地」を「農地等」に改め、同号を第二号とする。

一 農地法(昭和二十七年法律第一号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項

(造林臨時措置法の一部改正)

第十八條 造林臨時措置法(昭和十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号を次のように改める。

二 農地法(昭和二十七年法律第一号)第四十八條第一項(第五十九條第三項において準用する場合を含む。の)の規定により公示されたもの及び同法第六十一條の規定により売り渡されたもの

第二十三條を次のように改める。
(農地法による買収の制限)

第二十三條 造林計画に係る伐採、跡地等及び造林地については、農地法第四十四條又は第五十九條の規定による買収をすることができない。

(土地調整委員会設置法の一部改正)
第十九條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二

号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十六号を第十七号とし、第十六号として次の一号を加える。

十六 農地法(昭和二十七年法律第二号)第八十五條第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第二項中「森林法第九十一條第三項」の下に「又は農地法第八十五條第二項」を加える。

第四十五條中「農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)」を削る。
(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正)

第二十條 自作農創設特別措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)」

第三條第三項の規定による政府に対する支払金」を「農地法施行法(昭和二十七年法律第 号)第十四條の規定による政府に対する支払金」に、「自作農創設特別措置法に基いて発行する証券」を「旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)に基いて発行した証券」に改める。

(登録税法の一部改正)

第二十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第八号乃至第九号ノ四」を「第八号、第九号」に改め、同條中第八号ノ二から第九号ノ四までを次のように改める。

九 農地法第三十六條、第六十一條、第六十九條、第七十條又ハ第八十條ノ規定ニ依リ国ヨリ売渡ヲ受ケタル土地ノ所有権ノ取得ノ登記

第十九條第十二号を次のように改める。

十二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ者ガ其ノ事業ノ為ニ取得スル

抵当権ノ取得ノ登記

(登録税法の改正に伴う経過規定)

第二十二條 前條の規定による改正前の登録税法第九條但書、同條第八号ノ二から第九号ノ四まで及び第十二号の規定並びに同條に基く命令の規定は、これらの号に掲げる登記であつて、この法律の施行前における行為を登記原因とするものについては、この法律の施行後もなおその効力を有する。
(罰則の適用)

第二十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

○廣川國務大臣 農地法案及び農地法施行法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、わが国の農地改革は、戦後占領政策の重要な一環として

取り上げられ、すでに小作地の自作地化は二百万町歩、創設されました自作農は四百二十万戸を数える輝かしい成果を収め、世界的に高い評価を受け、ほぼ所期の目標を達成したわけであり、しかしながらこれは自作農を急遽かつ、広汎に創設するといふ農地改革の第一段階を終つたというものでありまして、この成果の維持というきわめて困難かつ、重要な事業は、なお今後の課題として残されているのであります。

この課題を解決して参りますためには、農地はその耕作者みずからが所有することを原則とし、しかも農家経営の零細化を防ぎ、望ましい中堅自作農を育成して参りますことが肝要でありまして、この農地改革の原則を制度的に從來同様維持して参りますことが第一の方途となるわけでありまして、このためには、農地の所有権の移動を制限いたしまして小作地の自作地化を一層促進し、自作地が再び小作地化しないよう措置いたしますとともに、小作関係を調整して耕作者の地位の安定をはかることが必要であります。なお経済的な困難からする自作農の転落については、低利長期の農地担保金融制度の実現が今後の課題としてきわめて重要であることは申すまでもないところであります。

さらに積極的な農地造成をいたしまして、未墾地開拓の問題があります。すでに百二十万町歩の未墾地を取得いたしまして、四十万町歩の開墾が行われたわけでありまして、この問題は、食糧増産の見地からも、また農家の二、三男対策、過小農対策の一環として、戦後占領政策の重要な一環として

ありまして、農地改革の成果維持の方策の一部門としてきわめて重要な内容をなすものと考へたのであります。

以上申し上げましたところを実施して参りますためには、これらを経済的に、かつ法律的に確立いたしますことが必要でありまして、従来農地改革の法律の基盤となつておりましたのは、農地調整法、自作農創設特別措置法及びいわゆるポツダム政令であります自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の三法令であります。御承知の通り、講和條約の発効により、ポツダム政令は、国内法に切りかへることとなり、また、この政令にかへる新たな立法措置を必要とする事になつたわけでありまして、なお従来三法令は、その構成が錯雑しておりました。難解な点も多くありましたので、これを機会に、三者の内容を整理統合いたしまして、農地改革の成果維持のための基本法として新たな立法措置を講ずることとしたわけでありまして、従いましてこの農地法案は、内容的には、従来三法令のそれと大差ないわけでありまして、そのおまな内容について御説明申し上げますと、第一に既墾の農地につきまして、権利の設定、移転及び転用に許可制をとり、地主の小作地保有に制限を課しておりますのは從來同様であります。この制限に抵触する土地が生じたときは、一定期間内に譲渡するよう義務づけ、これを果さない場合にのみ国が買収すると簡易な方式に改めております。

第二に、小作地につきましては、耕作者の生産意欲を失いませんように賃借権の解除解約の制限、小作料の統制等は継続して行ふこととしており、また採草地、新炭林等につきましても、従前通り利用権設定の調整を措置いたしてあります。さらに申し上げまして農地担保金融は、新たな制度として法制化するに至りませんでしたので、今後の実現にゆだね、さしたつては自作地を国が買収し、ただちにこれを売りもどし、その代金を年賦払いとすることにより金融同様の効果を収めるよう措置いたしてあります。

第三に、未墾地につきましては、從來その買収売渡しの手続の法制化が十分でない点がございましたので、都道府県開拓審議会を全面的に關與せしめることといたします等、その手続を慎重、かつ明瞭にいたしますとともに、売渡した後一定期間までは自由な処分を禁止いたしまして、開拓の成果の維持を保障することとしております。

第四に、農地改革によつて創設されました農地は、從來その他の農地と取扱いを異にしておりましたが、これを原則として同一の取扱いをいたします等全般的に諸手続の簡素化をはかりますとともに、極力理解しやすい表現によることに留意いたしましたのであります。

第五に、国が現在までに取得いたしました未墾地のうち一部開拓に供し得ないものがありますので、これを旧所有者に返還いたすよう措置することといたしました。

以上がこの農地法案の主な内容でございますが、この法律案の施行に伴います経過措置と関係法律の改正を行う必要があるわけでありまして、その内容が多岐にわたりますので、これを別

に農地法施行法案として立案いたしましたわけであります。

農地法案及び農地法施行法案の概略は、おおむね以上の通りでございますが、冒頭に申し上げました農地改革の成果の維持のため必要な措置の法制的部面を担当するものでありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○河野委員長代理 ただいまの両案に對する質疑は次会より行うことにいたします。

○河野委員長代理 次に土地改良事業に關する件について調査を進めます。農林公共事業に關する小委員長より小委員会における調査の中間報告をいたしたいとの申出があります。これを許します。

○坂本(實)委員長 公共事業に關する小委員会は、設置以來数回小委員会を開催いたし、当面いたしております各方面からのいろいろな要望事項であります。まず小規模土地改良事業に對する国庫補助並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率の改訂の二つの問題を取上げまして、農林省より資料の提供を求め、また農林、大蔵、経済安定の経済關係者の出席をも求めまして、慎重に検討を続け参りましたが、ここに一応の結論に到達いたしましたので、経過並びに結果の大要を御報告いたしたいと存じます。

まず小規模土地改良事業について申し上げます。暗渠排水、客土、農道等の小規模土地改良に對する国庫補助は昭和二十四年度以降打切られたのであ

りますが、この国庫補助の復活につきましては、全国各地の農民から非常に強い要望が寄せられていたものであります。幸いにも本年二十六年度の補正予算におきまして、積雪寒冷單作地帯については小規模土地改良事業に對する国庫補助が認められ、また昭和三十七年度予算におきましても約十億円の経費を計上いたし、農民多年の要望にこたえることができました。生産意欲の高揚に多大の貢献をいたしているのではありません。しかるに他方一般の地帯に關しましては、暗渠排水、客土及び農道の小規模土地改良事業を大蔵省は現在認めておらないのであります。このため農林省といたしましては、団体営土地改良事業費中から一億六千四百万円、小規模土地改良事業の中で現在認められていた区画整理費中から四千二百万円、計二億六千四百万円を流用して暗渠排水、客土及び農道の小規模土地改良を行いたいというので、これを承認するよう目下大蔵省と協議中であります。

これら小規模土地改良事業の對象となります農地は主として秋落ち田、用排水不良田等でありまして、比較的小規模な改良工事によりまして増産を期することができ、食糧増産上からはもちろん、農家経済の安定上からもぜひとも国庫補助を興えまして、大いにこれを推進する必要があると思いますが、現在実施されております小規模土地改良事業で、国庫補助の對象となつております。これを十町歩以上となつております。これを十町歩以下にまで引下げると、さらに積極的に推進すべきものであるとの御意見も多く委員からござ

いましたので、十町歩に引下げた場合の利害得失について農林省側の意見をもちだしましたところ、現在農家一戸当りの水田面積は四反余りとなつておりますので、十町歩は二十数戸分の耕作面積に相当し、大体一部落当りの農家戸数になりますので当該一部落全体を對象とすることとなり、事業の実施上非常に都合であると思はれ、賛意を表されました。しかしながらこの場合には当然予算の増加することも予想され、また事業主体の数も自然増加することになりますので、予算上はもちろん、施行技術者や事業監督上の問題もござい

ますので、対象面積引下げの点につきましては今後なお検討いたすことといたしました。

現在一般地帯の小規模土地改良については、大蔵省としては国庫補助を認めようとしていないことは先ほどもちよつと触れたのでありますが、この点につきましては、特にこの小委員会の席に大蔵主計局長並びに経済安定本部交通建設局長の出席を求め、その理由をたしたたのでありますが、その理由をいたしましては、小規模土地改良事業は対象面積が小さく、公共性が少ないので国庫補助の對象からはずして、農林漁業資金融通法等による金融措置によるのが妥當である。国家の資金を投下するのであるから監督を厳重にすべきであるが、かような小規模改良事業は、自然小さく各所に広く散在することになつて、十分な監督ができません。農道については、現在建設省において市町村道に對しては補助を興えていないので、農道に對する補助を全面的に復活すれば、この市町村道との均衡がとれなくなる。積雪寒冷單作地帯に

ついては、他の地域に比して生産が低いので、これら小規模改良事業を認めることにしたので、單作地帯と一般地帯とを區別するのは温床苗代及び小規模土地改良事業に對する補助があるためなので、一般地帯のものにも小規模土地改良事業に對する補助を認めることにすれば、この両地帯の差異はほとんどなくなつてしまふという、以上の理由により両省の事務当局といたしましては、国庫補助の復活を認めがたいというのであります。

次に農林水産業施設災害復旧事業費に對する国庫補助率の引上げの問題について申し上げます。この補助率の引上げにつきましては、政府におきましても深い関心を払い、改正案も準備をいたしているものであります。小委員会といたしましてはこの必要性にかんがみまして、独自の立場からこれを取上げて審議をいたしたのであります。御承知のごとく、わが国はしばしば異常の災害をこうむつております。昨午一箇年について見ましても、不連続性梅雨型豪雨による水害、ルース台風による風水害等があり、また東北、北陸、北海道方面におきまします雪害も部分的には非常な損害を興えております。さらには本年に入りましてからは北海道の大震災がございまして、農家に激甚な被害を及ぼしているものであります。これらの災害に對する復旧につきましては国庫補助が興えられるのであります。現行法によります補助率は、被害のいかんにかかわらず一律に十分の五ないし十分の六・五となつていたのであります。非常に激甚な災害をこうむつた場合、この補助率では経済力の脆弱な農家は容易に

再起し得ないのであります。従いましである一定の額以上に大きな被害を受けた被災部分につきましては、高率補助を適用して農家の負担軽減をはかりまして、農林水産業施設の被害をすみやかに復旧させますことが、農家経済の安定上からも、また食糧増産遂行上からもきわめて肝要なことでありますので、この点につきまして農林省農地局災害復旧課長に見解をたしたのであります。同課長の見解によりますと、現在の農家経済の実態から見て、災害を受けた当該市町村における被害総額を被害農家戸数で除した額が八万円となる線が一つの基準となるのではないかと、この八万円程度までならば現行の国庫補助率でどうにか復旧もできようが、これ以上の災害をこうむつた場合は、とうていその負担にたえ得ざるものがあるとの理由を、資料に基づいて説明がございました。これに基づいて御出席の委員から、八万円の線ではなお被害農家の負担は過重でありますので、少くとも五万円の線まで引下げ、五万円以上の災害をこうむつた場合は、その部分につき高率補助の適用をするよう現行法を改正すべきではないかとの御発言がございました。五万円以上にするか、あるいは八万円以上にするかは一応別問題といたしまして、ともかく激甚な災害を受けた農家を救済する法的措置を講ずべきであるとの点につきましては、各委員一致した意見でございました。

以上をもちまして本小委員会におきます審議の経過を御報告いたしましたのであります。特に小規模土地改良事業に對する国庫補助の復活が農民の熱烈な要望でございますので、この際本

小委員会の結論をいたしましては、別紙のような決議をいたし、政府の善処を要求したいと存じます。委員長においては、しかるべくおとりはからい方をお願いいたします。

決議の案文を朗読いたします。

小規模土地改良事業促進に関する件(案)

小規模土地改良事業に対する国庫補助に關し、積雪寒冷單作地帯については一応実施を見るに至り、農民多年の要望に應へ生産意欲の昂揚に資すること大なるものがある。

よつて秋落ち田、用排水不良田畑等、農地の條件が類似の惡條件下にあるものについては、一般地帯においても、左記基準により畑地かんがい、暗渠排水、客土及び農道に対する国庫補助を復活し、もつて食糧増産に資すべきである。

一、補助対象事業畑地かんがい、暗渠排水、客土及び農道
二、事業主体は原則として土地改良法に規定するものによること。
三、事業の必要性が明かであり、且つ大なること。

四、補助の基準
1 受益面積
一団地概ね二十町歩以上
農道にあつては一キロ以上

2 石当事業費は一万三千円以上
三万円未満のものを基準とする。但し反当事業費三千円未満のものは原則として補助しない。

3 補助率
畑地かんがい 四〇%
暗渠排水及び客土 三〇%
農道 二〇%

五、右以外的小規模の改良事業、又は特に経済効果の著しいものについては、農林漁業資金融通法による金融措置によつて推進を図ること。

右決議する。

以上であります。

○河野委員長代理 ただいま坂本君の提案になりました小規模土地改良事業促進に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさうに決します。

なお本件の關係各大臣に対する参考送付につきましては、委員長に御一任願います。

○河野委員長代理 次に農地及び開拓地の接收及び使用に関する件について調査を進めます。坂本君より發言の要求がありますので、これを許します。坂本君。

○坂本(實)委員 ただいま議題になりました駐留軍または予備隊に接收されております開拓地の問題につきましては、さきに本委員会におきましていろいろ慎重審議をいたしましたのであります。そうしてその結果決議を行いました。これを議長に報告し、かつ政府に参考送付をいたしまして、善処方を要望して参つたのであります。しかしながら條約発効後におきます新しい事態に処しますためには、さらにこの際いま一段の対策を講ずる必要があると存じまして、本委員会の意思を明らかに表示したいと考えます。この際お手元に配付をいたしました決議の案を

議題にして御審議をお願い、これを重ねて政府に要望したい、かように存するものであります。

ここにその案文を朗読いたします。

駐留軍の用に供する農地等の処

理に関する件

不動産を駐留軍の用に供するため提供すること、は、日米安全保障條約の規定に基き当然とするところである。

しかるにまた、財産権の保護は、日本国憲法の保障するところであつて、右條約の遵守と財産権との調整については、充分なる考慮が払われなければならない。特に農地は、我が国経済自立達成のため要請せられて、食糧増産の達成上、その生産基礎に影響を及ぼすこと多大であり、就中開拓地においては、多額の国費を投下しておのみならず、入植者の特殊性にかんがみて、その損失を最小限度に防止し、やむを得ない場合においては、正当な補償を行うようあらゆる努力がなされなければならない。

衆議院農林委員会においては、さきに本件に関する調査に基いて決議を行い、これを議長に報告し且つ政府に参考送付し、もつて善処方を要望したが、いまだその措置に適正を欠くうらみなしとしない。

近く條約の発効するに伴い、政府がこれを履行するにあつては、駐留軍用に農地等を使用収用するについて、特に左記諸点に亘り慎重な考慮を払い適切な措置を講じ、もつて民生安定、食糧確保のため万遺憾なきを期することが必要である。

一、駐留軍の用に供するため不動産の使用又は収用を行うときは、公益保障、国民経済上の利害得失、他の国内諸法規との調整等の考慮の下に、その目的及び対象認定等についての規程を明らかにすると共に個々の施設、区域の決定に際しては慎重な配慮と手続のもとに行うこと。

二、使用収用に關する手続については財産権保護の見地から土地収用法の規定を適用するの原則を確立すること。

三、行政機關の裁量によつて土地を使用するが収用するかを任意に決めることは被使用(収用)者に対して重大な不利益を強いる結果となるので、土地を使用収用する場合にその何れの形式によるかは使(収)用の処分当初において土地の所有者(その他の権利者を含む)に対し選択の権利を與へること。

四、損失補償については、使用収用の処分によつて受けた損失を十分に補償する趣旨のもとに補償の範圍、基準等を明確にすること。特に不動産の使用収用による直接の損失のほかこれを伴つて通常受ける農業経営上の損失をも十分に補償すべきことを明確にすること。

五、損失補償金はすべて課税免除の対象とする。

右決議する。

○河野委員長代理 ただいまの坂本君の提案に對しまして御意見があれば、この際發言を許します。竹村君。

○竹村委員 私は大体坂本氏の提案された、その意図するところについては、

一応わかるのであります。しかし私にはつきりしておきたいことは、この決議は先般の農林委員会でいたしました決議と原則的な点において相当矛盾しているのではないかと考えます。というのは、かつて前の農林委員会で満場一致決議しましたのは、基地あるいは駐留軍の用に供するため、あるいは警察予備隊等に使う場合には少くとも原則としては開拓地あるいは農地等を使用しない、万やむを得ない場合という條件がついてゐるわけでした。ところがこの決議を今拜見いたしますと、大体もうやむを得ないのだ、従つて一応前の原則は撤回するような考えが含まれてゐると思ふのであります。しかもその取上げる場合においては、たとへばここにおいては、使用、収用に關する手続については土地収用法の規定を準用するような原則を認めるというようになつてゐると、この土地収用法なるものもまた問題になつて、そのことが検討されなければ、私は事実上において耕作農民の利益というものはなかく守られ得ないのではないかと考えるわけでありませう。しかも現実に行われてゐるところをわれわれ／＼解かに見ますと、こういう決議をいたしまして、現在の政府はそういうものに拘泥されないやうな実情が非常に多いのであります。なおまた厳然と法律になつておりますところのこの法律を、駐留軍だけではない、少くとも日本の政府において実施してゐる、つまり警察予備隊等におきまして、厳然とあるところの農地關係法規その他を現在無視して、至るところにおいて土地取上げを実力的にやつてゐる。このことは先般この

委員会においてこれの調査の際におきましても、農林省の農地局長は警察予備隊の土地取上げに對しまして、農林省の許可したものは全国でわずかに一、二件であるというをはつきり言明しておる。しかもこれが、しかも警察予備隊の土地取上げというものが一、二件に終つておるかといふと、そうではない。ここに出されましたところのいろ／＼な資料を見ますと、実に膨大な土地に上つておる。つまり一万五千町歩以上に上つておる土地がすでに実質上日本の国内法律というものを無視して取上げられて、演習地等に使用されている。しかもこれに對するところの補償の基準も、われわれの質問に對するところの資料として出されたものを見ますと、ごくわずかな、しかも今日の経済状態から見ても、ほんとにすずめの涙というよりも、むしろこれはほとんど申訳的な、いわゆるそれに対する補償の基準を示しておる。こういうことを平気でやつておる政府に對して、しかも一応原則として取上げないという観点をゆるめるような決議をいたしますならば、ますます政府としては意のままに土地取上げをやつたり、あるいは一片のこういう決議をいたしても、たとえば行政協定の中に現れておる二條、三條等を見ても、至るところにおいててもう原則的に土地使用を許しておる。しかもその上において單なる一片のこの決議においては、この目的を達成することはできないと思ふのであります。まず問題の中心は、やはりわれわれは原則的に言うならば、安全保障條約そのものであり、しかもそれに付随して生まれましたところの日米行政協定の内容にさかのぼるものであります。先般この委員会におきまして、私はこの行政協定に伴ういわゆる農地や、あるいは開拓地の取上げの問題について若干の質問をいたしました。委員長にもお願いして、最も責任ある大臣であるところの岡崎國務大臣の出席を要望しておるのであります。が、そういう点を明らかにしてない。そういう原則的な問題を明らかにした上において、この決議がなされるというのであるならば、われ／＼はただその内容において考えられるかもしれないけれども、しかし單にほんとに土地取上げ、あるいは開拓地等を収用するに至るところの原則であるところの行政協定、われ／＼國民にとつて重大な問題であるところの行政協定について、当委員会においては、いまだにその關係大臣である岡崎國務大臣を呼んで聞いていない。そういうような状態のもとにおいて、單に土地收用法等によつてその補償等を考えるというようなことになりましたならば、實質上の農民の利益というものはほんとうの意味において守られるものではない。従つて本農林委員会では、この決議をする前に、少くともまず岡崎國務大臣を呼んで、この行政協定の内容をもつと検討し、しかもその上にあつてその問題を扱うという日米合同委員会の点についても詳細に聞き、その上に立つてもし必要とすれば、それに対するものといふ具体的な問題を検討しなければ、單にこの決議の中にあるように、あるいは土地收用法等が問題になりまして、土地收用法によるかといふにしても、その土地收用法の内容、それに上つて補償するところの内容等を現在の

経済的な実情に應じた形において変更しなければ、決してわれ／＼は取上げられる人々のほんとうの意味の補償にはならないと考えるわけでありませう。従つて私は遺憾ながらこの決議に對しては反対せざるを得ないものであります。

○河野委員長代理 お諮りいたします。ただいまの坂本君の提案になりまして駐留軍の用に供する農地等の処理に關する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河野委員長代理 起立多数、よつて本委員会の決議とすることに決します。

なお本件の關係各大臣に對する參考送付の件につきましては、委員長に御一任願います。

○河野委員長代理 この際政府より肥料問題に關して報告いたしたいとの申出があります。これを許します。野原政務次官。

○野原政務次官 肥料の輸出につきましては、先般本委員会におきまして、国内価格が現在の水準を越えるようなことがあつてはならぬ、またそれを越えないことであるならば、この際国内の需給事情等を十分勘案した上で輸出をするならば、この点を考へて輸出をすべきであるという御決議をいたしておつたのであります。そこで政府といたしましては、その点はしばしば、特に農林省といたしましては当然のこととしてその御趣旨を十分に体して、いろいろ關係省間と協議いたしました結果、すでにこの委員会で御報告申し上げましたように、経済安定

本部並びに通産省との間に話し合いができて、御回答を申し上げました。よきな線で国内価格の水準は上げないというにいたしました。国内価格を上げないような適切な措置をとるという方針のもとに、この際輸出をいたしたいということで御報告申し上げたわけでありませう。それに関しましていろいろとまた委員会で活発な御意見がございまして、單なる価格を上げないといつたような漠然とした希望的な考え方であつてはいけません。従来もしばしばそれによつて価格の高騰を來した例もあるものであるから、この際はつきりとその点について考慮をしておく必要があるやうなことであります。

爾來いろいろと協議いたしました結果、政府は三省間におきまして肥料の生産業者等に勧告をする、その勧告に對しまして十分約束をせしめる、勧告の趣旨を十分遵法せしむるという確約をする必要が生じたので、先般いろいろと話し合ひました結果、経済安定本部長官あてに日本硫酸工業協會の方から会長野原君を代表といたしまして、硫酸の輸出と国内価格につきまして政府の勧告を十分了承して御希望に沿うようにいたしますからという回答を寄せられました。われ／＼は硫酸工業協會が誠意をもつて勧告に従うといふことがよくわかりましたので、この際メーカーの方が国内価格の高騰に關しましては、あくまでも自粛して政府の勧告の線に沿うて行つていくことであるならば、この際は三省間の話し合いのような線で肥料の輸出の問題は進めたい、さうに考えている次第であります。その点よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○河野委員長代理 この際委員長から政府に重ねてお願いしたいと思ひます。硫酸工業協會から参りました回答の本文をひとつこの際御朗読願ひたいと思ひます。

○野原政務次官 それでは硫酸工業協會からの手紙を読みます。「昭和二十七年三月十八日、日本硫酸工業協會会長野原精二郎、経済安定本部總務長官周東英雄殿、去る三月十二日経済安定本部總務長官官邸において硫酸の輸出と国内価格につき御懇請の趣十分了承し御希望に沿うことをここに御回答申し上げます。以上であります。

○河野委員長代理 本件に關しましては、回答の内容等につきまして質疑があることと思ひますが、都合によりあつたまわしにいたします。

○河野委員長代理 次に閉鎖機關日本壱系統制株式会社が積立てた壱系價格安定資金の処分に関する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。小淵光平君。

○小淵委員 ボツダム宣言に基くとこの閉鎖機關令が、講和発効と同時に効力を失ひまして、新しい閉鎖機關令が出て参ると承知いたしておりますけれども、この新しい閉鎖機關令の案といふものは、およそどんな時分に提案される予定であるか。またこの新しく生れるところの閉鎖機關令の内容の中には、私どもの知る範圍内においては、従前の案に復活するやうなことが強く盛り込まれておるといふやうに聞いておりますけれども、これらに對してどうのようになり承知されておられるか、時期、それから内容のおもなるものにつ

いてもしおわかりになりましたらお話を承りたいと存じます。

○堀口説明員 お答えいたします。ただいまの質問でありますが、閉鎖機関令の改正は二つにわかれておりまして、第一の改正は、従来ボツダム宣言の受諾に関する政令、それに基づく政令として出ておりました閉鎖機関令を、講和條約の発効以降において法律としての効力を持たせる法案、これが出ておるわけでありまして、その内容は実質的な改正を含んでおりませんので、単に閉鎖機関の指定というものは、従来は連合国最高司令官の命によつて指定するというような文句があつたり、そのほか若干強権的な規定もあり、それからすでに不要になつた部分もありますので、それらを整理するという程度の改正でありまして、これは現在審議をお願いしております、三月中には公布になるのではないかと、うううに予想しております。

それから改正の第二であります、その後におきまして実質的な改正を検討いたしました、現在関係方面との手続を行つております法案の内容は、その主要なものは閉鎖機関の指定の解除に関するものでありまして、従来閉鎖機関は千八百八十八指定されましたが、本年度末に大体三百程度を残しましてほとんど清算を終了いたしますので、大體閉鎖機関制度の所期の目的を達したものと認めまして、講和條約の発効というふうな事態にも即応いたしました、残りまして閉鎖機関につきまして、指定を解除してさしつかえないと認められるものについては指定を解除いたしました、通常の商法及び民法に

よる清算に移行できるようにしたいという目的を持つておるわけであり、その内容のおもな点は、閉鎖機関の指定を解除いたしました、新しく当該閉鎖機関の株主總會というふうな議決機関を復活させまして、その總會において新しい清算人を選任せしめるわけであり、その新しい清算人が選任され、その清算人に閉鎖機関の整理をやつておりました旧特殊清算人はその事務を引継ぎ、そうして新しい清算人が任命されるまでの仕事については、善良なる管理者の注意をもつて仕事をやつて行くというふうな点がおもなる内容であります。全体の考え方といたしましては、政府といたしまして新しく解除になる閉鎖機関の解除の問題についてあまり干渉をしない、その解除したあとにつきましては、そういう株主總會なり何なりの議決機関によりまして、自由な議決に基づいて行動してもらふというふうなことを建前に考へております。その提出の時期等でありまして、これは法制局の審議は終りまして、今関係方面の最終的な了解を得ておりますので、ここに二週間程度で上程になるのではないかと、うううに考へております。

○小淵委員 近い将来にこれが提案になると考へるわけであり、けれども、なおこの指定をされておる機関等について、指定解除をされた場合等について、ある程度特典的なことが取上げられてはならないか。具体的に申しますならば、免稅措置等が何らかの形でその中へ取入れられてはならないものかどうか、この点をお伺いしたい、と思うわけであり、

さらに指定機関として存続をされて行く場合には、一つのブロッコ形態で残された機関が整理を続行して行くというふうなことに相なるということも聞いておりますけれども、そういう場合には、当然その会社に支出すべき資金を持つておるもののみが負担を加重せられるというふうなことがあるのではないかと、これらについてはどういふふうな今後とられて行くか、この点をお伺いしたいと思ひます。

さらに指定解除が行われますと、当然新しい清算人ができてこれを処理して行くのだということになることは、ただいま拜聴いたしましたけれども、そうしますと、当然その会社が指定された当時に一応もどるといふ端納的な考へでよろしいのではないと思ひますけれども、そうすれば当然その会社の憲法であるところの定款はそのまま生きて、定款の命ずるままに、その会社は解散登記が行われるまではやつて行くべきものであると承知してよろしいかどうか。その場合に財産処理等については、もちろん定款の命ずる通りにやつて行かれるということになると思ひ、うわけであり、けれども、この点についてもお伺いをしたいと思ひます。

また先回の委員会に、これは日本蚕糸統制会社の問題でなく、これと類似しておるところの蚕糸業会の問題について、小林委員から質問があり

ましたけれども、この小林委員の質問のときに、蚕糸業会が持つておるところの資産の配分等については、これは当然その業会を構成しておる者の意思に基づいてやるべきものであらうという蚕糸當局からの御説明があつたわけでありますけれども、この場合もこの業会等が解散をされるときに、蚕糸業法との関係はどういふふうになつて行くか。蚕糸業法の施行令を見ますと、

「組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ズ」ということが、その内容に示されておるけれども、その内容に示されておるといふことは、法の命ずるところと摩擦を生じて参りますので、この辺の見通しについてはどういふふうな考へられるか。この間小林委員の質問に対して、構成員の意思に基いてやるのだというお答えと蚕糸業法との関係は、わかりやすく御説明をお願い申し上げます。以上四点についてお伺いいたします。

○堀口説明員 お答えいたします。まず御質問の第一点であります、今度提案になる法律の中で、過去に閉鎖機関であつたものに対して、今後特別な課税上の恩典があるかどうかという点であります、これにつきましては、今度の法律の内容といたしまして、指定を解除して、新しい清算人に渡り、通常の税法上の規定によつて清算をやつて行くという建前でありまして、特に解除後における課税については、特典を設けておりません。

それから第二点の、今後閉鎖指定機関としてそのまま存続して行く場合に、

に、どういふことになり、その経費はどうなるかという点でございますが、これに關しましては、御指摘の通り幾つかの閉鎖機関をまとめまして、特殊清算人を任命して、その特殊清算人が従来の閉鎖機関令、今度法律の効力を與えられまして閉鎖機関令によつて、清算をやつて行くことになるわけであり、その場合の経費であります、原則といたしまして、収入のない、あるいは資産のない閉鎖機関はただちに清算終了をいたしまして、結了の登記をする。もしたとえそこに債権が残つておりました、その債権等を取立てるために、債権の徴収額以上の経費を要するといふ見込みでありますれば、その債権は一応打ち切りにいたしまして、閉鎖機関そのものの結了をする。従いましてそういう機関が残つておりますために、他の資産を有する閉鎖機関に経費を加重するといふふうなことは、ない制度になつております。それからこの経費の課し方についても、直接費と間接費にわけまして、務務的な庶務的な共通費につきましては、その閉鎖機関について行つた事務の内容等によつて比例的に見ます、それ以外の直接経費、たとえばの債権をとるためにどの程度の仕事があるかということは、直接その労働時間を計算いたしまして、割当制度によつて課しておりますので、従来もまた今後、特に資産がある機関が特別に他の機関の経費を負担することのないように注意いたしております。

それから第三点であります、今度の法案が通りまして場合に閉鎖機関の指定が解除になりますと、民商法による清算が行われるのであります。この

場合に過去の法人そのものがそのまゝの形で復活するのであるかどうかという点であります。これは全面的に復活するということは言えないと思ひます。と申しますのはあくまで閉鎖機関に指定されて清算をやつて来ましたが、前上、今度復活しますのは清算法人として復活するわけでありまして、閉鎖機関として指定せられ、その間になしました行為については、それを全部元にもどすこともできない。それから閉鎖機関令によります清算についても、ある程度一般の清算と異つた制度も含んでおる点がありますので、これらの調整をはかる必要があるわけでありまして、従ひまして、たとへば従来の定款等につきましても、解除後における株主總會におきまして、若干過去の数年間の閉鎖機関指定後のやり方等との調和をとるために、変更を必要とするというようなことも起るのではないかとこのように考へられます。

最後の蚕糸業法の問題につきましても、農林省の方から答へていただきましたと思ひます。

○寺内政府委員 蚕糸業法の清算の最後の残余財産の配分につきましては、この前お答えいたしましたのは、現在の閉鎖機関令を適用いたしますれば、閉鎖機関令によりまして残余財産は出資者に配当するという規定になつておりまして、これが特別法でありますので、この方が先に適用になります。それを前提としてお答えいたしましたのでありますが、もしかりにただいまの大蔵当局からの御説明のように、蚕糸業法が閉鎖機関の指定を解除されまして、元の法律によるということになりますれば、

ば、これはただいま研究中であります

が、非常にむづかしい規定なのであります。蚕糸業法に關する法律が蚕糸業法の修正によりまして削除されております。しかもその施行会によりまして、その清算の場合に蚕糸協同組合の規定を適用することになつておるのであります。またこの蚕糸協同組合が法律の方では削除してあるのであります。従ひましてかりに指定が解除された場合に、この蚕糸業法の適用があるのかないのか、法律上まだ非常な疑問がありますので、目下研究中であります。

もしかりにこれが適用あるといたしましても、「組合員へ持分ヲ共有スルコトヲ得ズ」という規定は、これはもちろん協同組合の規定であります。同時に施行令の最後の方の九十条によりまして蚕糸業法にも適用になるのであります。しかし「持分ヲ共有スルコトヲ得ズ」というこの規定は、蚕糸協同組合への出資一口を持つ場合に、これを二人以上で共有してはいけないという規定でありまして、これが残余財産の配分にまで及ぶというふうには私は解釈いたしておりません。

○小淵委員 そうしますとこれは、もちろん疑義が出て来ますれば裁判所の問題になつて参りますので、行政官としてただ考へを述べたというふうには聞く以外にはないと思ひます。主管当局としての局長の考へでは、蚕糸業法施行令に基き「組合員へ持分ヲ共有スルコトヲ得ズ」というこのことは、もし指定解除がなされた場合蚕糸業法のとらへ七億なら七億という金については、その構成員の意思に基いて合法的な処分がなされて行くのだ、こういうふうには承知しておきたいと存じます。

な。蚕糸業法のことについてであります。

が、これは前にこのことについてある程度小林委員からも御質問になられたやうでありますけれども、この金ももと／＼、商榷協定の措置がなされるときに、政府の方にこれは繰入れをしようということになつておつたわけでありまして、このいきさつ等については現在どのようになつておりますか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○寺内政府委員 蚕糸業法の残余財産についての処分をどうするかというところでございますが、三億五千万の指定寄付というのとはやめになりまして、

○小淵委員 前回の委員会では七億内外というふうには言われたのであります。が、そうしますとこれは、指定寄付等とはやりやめになつておるから、現在のところは蚕糸業法の残余財産としてそのままそつくりあるのだというふうには了解をいたして進みたいと思ひます。蚕糸統制会社は昭和二十三年八月指定を受けたのであります。今日なお清算中であります。同時に蚕糸業法も昭和二十二年の十一月一日に閉鎖機関に指定をされまして、爾來今日に至つておるわけでありまして、この両機関ともに清算中におけるところの毎月の貸借のトータルを示す試算表というやうなものをつくつておられるかどうか、これをお伺ひいたしたいと存じます。

○堀口説明員 お答えいたします。それは毎月つくつております。

○小淵委員 この清算中に、蚕糸統制会社または蚕糸業法等について、未收

金あるいは貸付金の返済未了といったもので特に目立つものがあるかどうか、もしあるという御記憶があら

たお話し願ひたいと思ひます。

○堀口説明員 ちよつと御質問の要旨がはつきりしなかつたのですが、過去の清算中に未収金、貸付金等について、その処理で目立つものがあるかどうかということですか。

○小淵委員 閉鎖機関に指定された日から今日までの間の清算中、特に大きい未収金勘定あるいは貸付金の返済未了になつておるものがあるか、これについて御記憶があら

○堀口説明員 お答えいたします。割合に清算の事務は円滑に進んでおりますので、特にさういふ問題はな

○小淵委員 共助金あたりである県につきましても一県、二県くらいさういふ問題があるかもしれませ

○小淵委員 もちろん古いことでありますから、ここで記憶があつたらというやうに御質問申し上げましたのは、さう詳しくおわかりにならないのが当然でありますから、さう申し上げたのですが、これについては、蚕糸業法では昭和二十二年十一月一日から、蚕糸統制会社においては二十三年八月から先月までの、毎月の試算表をひとつ提出を求

○堀口説明員 ただいまの御要求、毎月でけつこうだと思ひますが、枚数にして三十枚くらいになつて相当膨大なものになると思ひますので、四半期な

り、あるいは半年くらいにしていた

ければ、もう少しまとまつたものができると思ひます。

○小淵委員 大体大きい変化がなければ一年四回でよろしいと思ひます。さら、さういふように要求いたします。

○寺内政府委員 先ほどの蚕糸業法の剰余金の問題について、念のために申し上げておきたいことがあるのでござい

○小淵委員 繰残余財産はこの前お話し上げた通り、六億九千六百七十五

は税込みでございますから、これから清算税を納めなければなりませんし、そのほか配当にいたしましても、再建整備法に基いて国庫に納めなければならぬ金がありますので、それらを差引

○小林委員 この問題につきましても、三補足的な御質問を申し上げたいと思ひます。

製糸業法の施行に關してでございますが、製糸業法は制定以來相當の年月を経過しておりますが、この製糸業法で一番大切な点は製糸の免許制度でございます。この免許に關してはなほだ明瞭を欠いてゐる点が二、三あるのでござい

まして、製糸を、新しくと申しますか、業者がかわつてやるということになると思ひます。ところでこの製糸業の免許に關して方針が一貫してないという点が多々あるのであります。たとえば昔の産業組合法によつてできた組合製糸のごときは、自分の繭を自分で処理するのであるから、これはかま数が多くなつても当然だといふような理論も一応成り立つのであります。その辺の解釈は非常にあいまいになつております。それからもう一つ、機械製糸の問題については、大体今申し上げたようなこと、その他いろいろありますけれども、政府は製糸業法の免許を昔と同じような考え方で行つて行くかどうか、結論的に御答弁を願ひたい、それが一点です。

次に機械座繰りの問題であります。機械座繰りはその規定が非常にあいまいでありまして、給汽、給水あるいは動力によつて動くを回転するといふような三原則をもつて機械製糸とし、そのうちの一つが欠けたものが機械座繰りといふようなことになつております。この免許の問題ですが、普通のいわゆる機械生糸の免許については、これらの売買があれば、これはほとんどどんな場合でも許しておりますが、機械座繰りにおいては、府県において取扱いが非常にまち／＼であります。その点についてどんな方針で行つて行かれるか、詳細な御説明を承りたい。

○寺内政府委員 機械製糸の免許の方針でございますが、御承知の通り終戦以来繭の生産量が非常に減りまして、それに比較いたしましたら機械製糸の

方の設備が過剰でありますので、ただいまのところはあまりふやさないような方針で行つておりますけれども、幸いに五箇年計画実施以来、昨年も相当の繭の増産がありましたし、今後相当の増産が期待できますので、繭の生産増加に對應いたしまして、機械製糸の免許の方も、少しその方針をゆるめて参りたいといふふうに考えております。

それから機械座繰りの点につきましては、一時これを内免許という方法で操業を許しておたのでありますが、これをだん／＼に本免許に切りかえております。これもただいま申しましたような情勢によりまして、あまりふやさないといふ方針でございますけれども、本免許いたす際にしまして、その地方の産繭の事情を考慮いたしまして、だん／＼に産繭量がふえておるとか、將來ふえる見込みがあるとかいふような所はこれを許して参りたいと考えております。

○小林(選)委員 前段の方でございすが、製糸業法の免許方針というものは大体昔のかま数で行つておりますが、座繰の場合と機械多條の場合とはおのずから違つておりまして、多條の場合は十緒をもつて一かまといふようになつておりますが、最近新しく自動操糸機といふものが出て参りまして、この自動操糸機の能率は非常に高くなつております。こういうものをどういう基準で一かまと認めるか、われ／＼の考えからすれば、大体今までいふゆる座繰、多條といふ点で、座繰に對して多條が十緒をもつて一かまとするといふのは、一かまの繭の消費量を目標と

しての認定だと思ふ。ところが今度新しく自動操糸機なるものができまして、一台の生産能率というものは非常に多く、従つて所要繭の量が非常に多くなる。こういうようなものについて、今後どういふ考えをもつて免許の對象にするか、すなわち今までの多條を自動操糸機にかえるような場合に、どういふ根拠をもつてこれを認めて行くか、その点をお伺ひします。

○寺内政府委員 ただいまの点につきましては、技術的にも目下研究中であります。今ここでどういふ方針であるということをお説明できませんが、研究してきまりましたならばお話ししたいと思ひます。

○小林(選)委員 大体繭の消費量を目標としてかま数の単位をきめるか、あるいは一台なら一台何千貫やつても一台だといふように考えるか、この二つであつて、別に技術的なことではないと思ひますが、その点はいかがですか。

○寺内政府委員 大体ただいま私の考えは、繭の数量によりましてきめて行つたらよろしからうと思ひます。

○小林(選)委員 では私が先ほど申し上げましたように、かつては座繰りから多條になつた、多條は六緒をもつて一かまの単位とするといふのは、繭の消費量を単位として考えた、これは技術的な問題ではなく考え方の問題である、それと同じように自動操糸機にあつても繭の消費量を考へて免許の對象にして行く、こういうふうに了解してよいですね。

ではその問題はそれでよろしゅうございしますが、次は先ほどお尋ねしました

た機械座繰りの免許であります。実例として、これは局長も御存じの通り、ある県で機械座繰りの権利を他の県の業者に売却した。これは自由に業者間において売買が成立しておるにかかわらず、その免許の移動に對してある県の当局は、この免許の移動を認めないと同じような措置をとつてゐる。しかもこれは法律的に何らの根拠がないのに、業者に對して移動を認めないような態度をとつております。これははなはだもつてけしからぬと思ひます。これに對しては行政の一番の責任者である蚕糸当局は、どういふふうにされますか。事実問題としてこれは非常に大きな問題でございしますので、はつきり御答弁を願ひます。

○寺内政府委員 その問題につきましては、前に具體的なお話がありましたので、ただちに關係の県に對して嚴重に行き過ぎのないように注意いたします。なおこの問題につきましては、聞いてみますと、何か手続に多少の疎漏があつて遅れてゐるようでありまして、行き過ぎのないように十分嚴重に注意いたしておきます。どうぞよろしく御了承願ひます。

○小林(選)委員 その点ですが、実は手続に遺漏も何もない、従つてその移動に對してその証明を府県の蚕糸課長が與えるのが當然である、それに対しては法律的に何の拒否する理由がないといふので、この買つた方の業者がそれに詰めてみると、それは手続的關係で待つてくれと言ふが、いくら待つていても返事がない。そこでさらに売つた方の業者に追究したところが、今度は売つた方の業者は、県の当局から逆に

その売買契約を取消すようにと強要されてゐるという事実があります。こういうような事実を十分にとつ調べてもらひたい。そうしてこういう法律に何ら規定のないことを官憲が圧迫するといふのはとてもないことで、これは十分注意をしてやつていただきたい。なおこれについて、あなたの方で正確な資料でもありましたら、ここで御発表願ひたい。

○寺内政府委員 ただいま御発表申し上げる資料は持つて来ておりませんが、御必要とあればあとで別途お届けいたします。この点につきましては、係の県の課長と先日会いましたので、私は嚴重に注意いたしておきました。よろしくお願ひいたします。

○小淵委員 關連して。ただいま小林委員の質問の中、かま数の免許について蚕糸局はどう考へるかということについて、繭の増産五箇年計画がすでに樹立されて、着々その方向に沿つて實現しつつあるから多少ゆるめて参りたい、かようなお話があつたのであります。このことはもちろん私が喋々するまでもなく、現在製糸技術の向上と、さらにこれが科学化、機械化によりまして、すでに一かま当りの繰糸量というものは四百五十奴から五百奴であつたものが、現在できておる自動操糸機等によつては、一かまと稱するものから一貫二百奴を平均として繰糸がなされておる事實は、蚕糸局では御承知のことだと存じます。さような進歩がありまして、現在五万から六万に上りますと、二千五百萬貫で一箇年の原料は足りるのであります。か

りに一貫目繰糸するということになりますと、今の設備でもちようど倍の繭がなければならぬ。そこにやはり原料と設備のアンバランスが、極端に反比例をした数字が現われて来るという原因があるわけであります。このときに、五箇年計画がすでに樹立されておるから、多少ゆるめて参りたいという基本的な考え方について、私は非常な疑問を持ったのであります。ただそのあとで、一体一かまというものを繰糸量によつて考えておるか。繭の消費量を単位として考えておるかというところについては、繭の消費量を基準にして、一かまというものを考えて行きたいという話であつたのであります。そうしますと、かま数というものについての観念は、一体どういふふうに考えておられるのか。この基本的な考え方についてお伺いをいたしておきたいと存じます。

○寺内政府委員 先ほど繭の生産量がふえれば、それに應じて製糸の方の免許もゆるめて参りたいと申し上げましたが、もちろん繭の生産の絶対量がふえれば、それに應じてまたふやして行くという事ではございませんで、小淵さんも仰せられました通り、一かまの繭の消費量が上つて来るということももちろん勘案いたしまして、その地方の産繭事情と製糸の事情とを勘案いたしまして、ふやしても混乱が起らないという見きわめをつけまして、免許をいたすのであります。一かまに對する産繭の数量の増加その他の点についても、十分考慮を払つて行くつもりであります。

す。たとえば日本の国以外のその地方ということであれば、これはわかるのでありますけれども、現在の企業形態あるいは原料の不足を補うという業者間の措置は、すでに全国を対象にしてある程度緩和をされて、均等するよう措置がとられておるわけであります。そのときにたま／＼たとえば群馬県なり、あるいは特にかま数に對して生産が多くなるという地方に許可するということになりまして、これは結局全国的に見た場合には、不足の所はさらに不足の度を加えるということになりますので、特に増産される地方を勘案してという、そのところが私にはちよつとわからないので、その辺のことを、すつきりわかるようにお話を願いたいと思ふのです。

○寺内政府委員 ただいまその地方の産繭の増加ということ申し上げましたけれども、もちろんその地方においてできまして繭を、従来慣行あるいは慣例によりまして、他府県に出すという事情がございまして、それらのものを上げておるものではございせん。その地方の他へ出る繭は出し、なおかつその地方で余るという事情を勘案するのであります。もちろん繭の生産と設備のバランスを全国的に考えなければなりませんので、そういう点を考えまして、なおかつ余るということであれば、許可するということを申し上げたのであります。

○河野委員長代理 残余の質疑は次会に行うことにいたしましたので、先ほど留保いたしました肥料に関する質疑を行います。通告がありますので、これを許します。中馬辰猪君。

○中馬委員 先ほど疏安協会長から經濟安定本部総務長官あてに「疏安の輸出と国内価格につき御懇請の趣十分了承し、御希望に沿うこと、ここに回答申し上げます。」という回答があつたやうでありますけれども、この御懇請の趣の内容並びに御希望に沿うことについての、さらに具体的な問題を三つだけ御質問を申し上げます。

一つは、現行価格水準というのは、過日本委員会におきまして政府答弁によつて、卸売価格九百九十二円、これは農協の場合におきましては、全購連、県連の口銭はこの九百九十二円の中に含んでおるのでありますけれども、卸売価格九百九十二円に間違ひないかどうか。これ以上上り得ないといふことが、第一点であります。

それから、本価格について疏安協会あるいは政府において責任を持たれるという先ほどのお話でございましたけれども、その責任を持たれる時期についてでございます。これは本肥料年度、すなわち本年七月までと解釈していいかどうか。

第三点は、もし九百九十二円以上に価格が高騰した場合においては、政府

はいかなる手段を講ぜらるる予定であるか。以上三点について御質問を申し上げます。以上三點について御質問を申し上げます。

○野原政府委員 御質問の第一点の、現行価格水準というのは、御説の通り、全国平均九百九十二円ということに考へております。

それから価格の自粛をするのはいつの時期かということにつきましては、仰せのごとく、本年の春肥についての考え方であるというふうに了承しております。

それから万一個格が高騰した場合、どういふことにするのかというところでございますが、これにつきましては、先日来農林、安本、通産の三省間に話し合いがございましたときには、適切な措置を講じまして、価格の高騰しないようにするというものであります。その具体的な方法等につきましては、万一つた場合のことでございますので、万一つた場合にの相談はまだきまつておりません。しかし疏安工業協会から、政府の勧告に對して十分誠意をもつてわれ／＼はこたえるつもりであるという回答も寄せられており、また安本長官官邸における話し合いでは、いろ／＼と話し合いもあり、業者間においても緊密なる連絡をとつて、政府の考へ方に全面的に協力するという考へ方で回答があつたやうに聞いておりますので、価格がこれ以上高騰するといふやうなことは万一つた場合のことと考へて、価格が上つた場合におきましては、その際こそ三省間におきまして、あらためて十分措置を講じたいと考へております。

○吉川委員 時間が大分なくなりまして、たから簡単に御質問をします。ただいまの政務次官のお答でございしますが、協力するという点について、非常に誠意のある回答があつた、その価格の上つた場合には何らかの適當の措置をとると言うのですが、具体的にどういふ措置をとられるのか。今までわれ／＼は、業者が協力をしてくれたというやうな例を見ないと思ひます。それから政府と申しまして、通産省と農林省とが、生産行政をやることと配給の方の關係とがいつも緊密な關係がとれていない。そこでいろ／＼問題を起した過去の事例もあるのです。そういうことを考へますと、どうも誠意ある回答というだけでは、われ／＼は納得ができません。何かそれに対しては、具体的な措置の内容をございませぬ、そういうところをひとつお聞かせを願ひたい。

○野原政府委員 この三省間におきまして、肥料輸出に關しましていろ／＼話し合つて、現行価格水準を高騰せしめない、またそのための適切な措置をとる、業界の協力を求むべく勧告をし、それに対して業界の自粛を願つて、現行価格水準を上げないようになければならぬといふことと進めているわけでありまして、それに対して、業界は政府の意図するところを十分了承いたしまして、この勧告の線に従つて自粛をするという申告をし、会長からそのことを正式に文書として安本長官に急のため出した。もちろんこれは紳士協定でありまして、文書をかりに出して、かつてなことをするやうなことが万一つた場合には限らない。しかしそういうことは絶対にしないといふことはつきりと言明をされ

ているのであります。われ／＼は一応業界の諸君の誠意にまず信頼をするという考え方で進みたい。従来苦杯をなめさせられたという事実につきましても、私どももその苦い経験を持つております。今回特に念をいれまして、今までは単に話し合いのうちにあつたのであります。特に安本長官もこの点をいろいろと御心配をされて、官邸に業界の代表の方たちの御参集をいただきまして、そうして話し合いをした。なおそれを文書として残しておこうということ、先ほど朗讀しましたような文書として、自衛をするという申し合せになつてゐるのであります。一応誠意に信頼をいたしたい。そして万／＼の信頼を裏切らないことが、自衛をすると言つておきながら政府の勧告に従わなかつたという場合が起つたならば、そのときこそ、先般私がこの委員会に申しましたように、断固たる措置をとるということを考えなければならぬと思ひます。その内容等につきましても、いづれまたそういう場合が起つたときに、よくと相談をして行かなければならぬというふうな考へておきます。従つて何をやるのかというのを今具体的に聞かれまして、はなはだ遺憾ながら、これに對しましては明快にはお答えできない。これで御了承いただきたいと思ひます。

○吉川委員 野原政務次官はたいへん苦しいお答えで、お察しができるのであります。これは今までにわれ／＼が苦杯をなめさせられた経験がなければいいのですが、あるのです。だからそれをまた紳士協定で、やられたときには断固たる措置をおとりになるとおつしやるのですが、それはいくらか断固たる措置をとると言つたつてだめなものです。これはやはり法的な裏づけがなければだめなんです。昨年その苦杯をなめさせられた農林省は、肥料供給調整法案というものを用意されたのです。だからそれをやればいいのです。それをやる御意思があるかどうか。これはむしろ農林大臣にお伺いすべき問題かと思ひますけれども、ひとつ断固たる措置の内容として、この法的な措置をとらなければ意味はないのです。それからどうか再びなめられないように、そして六百十七万農家が安心して生産食糧事情のきわめて重大なときに生産にいきしめるような、そういう強力な配慮があつてしかるべきだと思ひますが、その用意があるかどうか。それをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野原政府委員 仏の順も三度ということがありますが、農林省も決していふつもそうなめられてゐるわけには行かないと考へておまして、一応われわれはこの三省間の話し合いと業界の協力、自衛というまじめな態度に對して、敬意を払つておるわけでありまして、われ／＼の期待をはなはだしく裏切るといふふうな事態が起つた場合におきましては、農林省としましては、今度こそは十分御質問の御趣旨にこたへるような態度で行きたいと考へております。

○吉川委員 法案の用意はございせんか。

○野原政府委員 法案の問題につきましては、すでに前にも一応の検討を終つております。また必要に応じては關

議にお諮りの上で、いつでも出せるような態勢もすでに前にあつたのであります。その点はまたあらためて、その場合になつて再検討をいたしたいと考へております。

○吉川委員 この輸出についての措置のところで、至急総司令部へ回答すること、これは総司令部から何か照会があつて回答なさるのか。それからこの計画を見ますと、三月、四月、五月、六月とありますが、大体四月ごろ平和條約が効力を発生すると予想されるのですが、その條約が効力を発生した五月以降も一々総司令部の了解を求めなければならぬのか、その点を伺ひたい。

○野原政府委員 御承知のように肥料の輸出につきましては、特にこれは総司令部からの要請があつて出すという問題なのでございまして、こちらから特に出したから出すというのではななくて、台湾、朝鮮等に対して、何とかひとつ日本における肥料の増産をして、増産ができたならばとめてあの地帯に出してやつてくれという懇請によつて出すわけでありまして、どんなふうになつたらうかと再三こちらから連絡があるというところで、こちらの方としましては、司令部に連絡をとりましてやるわけでありまして、今回だけでありまして、もちろん講和発効後におきましては、一々司令部の許可を得るといふふうなことはなくなる。いろいろ日米経済協力の面で連絡の必要はあると思ひますが、そういうふうな許可といふことではない。今回は前の関連もありまゝで、今のところはそういうふうな連絡をもつてあらに回答したり、許可を受けたたり、そういう態度を

多少講じておるわけでありまして。

○河野委員 代理 竹村奈良一君。

○竹村委員 いま／＼先ほどから答弁をされておるわけですが、現実に農村においては、現在実際に農家の手に入る確安は千五百円あるいは千五百円を上まわつておるわけにございまして、これに對して輸出をするといふことになりまして、政府は大体適正価格としてどういふ価格で、い／＼／＼小売価格もありますが、現実に農民が買ひ得る価格をどの程度で押さへようとしておるのか。まずその点を伺ひたい。

○小倉政府委員 お尋ねの卸売価格の水準を九百九十二円程度にいたしますと、大体小売価格は千三、四十円といふところと存じます。小売価格の調査が遅れておりますので、正確なものではございせんが、私ども推定いたしました、たとえば三月十日の調査におきましては九百九十三円になつておりますが、そのときの小売価格は千四百三円といふふうに推定いたしております。

○竹村委員 そのくらいに推定してゐる、こういうのですが、しかし実質的に農林省は今後輸出を認めるというところになりますと、どういふ処置をするかといふことを考へておやりにならなかつた、何かなしにそれくらいだと言われましても通らないと思ひます。また最近千三百円くらいだ、こう言われましても、たとへば関東と関西では今相当値が違ふわけですね。こういう事態は結局において、輸出をするといふだけで買ひあさるとか、あるいはその他のい／＼な關係でそういうことになつて来ると思ひますが、もしこれを現実

に農林省が発表されるならば、おそらく私はまた上と思ひます。こういう場合に農林省が手をこまぬいて見ているといふことであつたならば輸出をするとは、国内の農民ははなはだ迷惑する。従つてこれ以上上げない、どれだけで売るといふ確信ある御答弁を願ひたい。大体このくらいと言われれば、また四、五十円どん／＼上つて来ても、現在そうなりまゝとしたものでは話にならない。従つてこれ以上上げないといふ確信ある御答弁を願ひたい。

○小倉政府委員 小売価格に参りますまでは、メーカから元卸、小売といつたようなルートを通することは御承知の通りでございまして、大体卸マージン、小売マージンというのは、私どもの推定ではほぼ一定の率をもつて今後行き得るのではないかと考へておるものであります。従ひまして、メーカからの売値といふことを先ほど政務次官から説明がありましたような水準をもつて限度とするといふことになりますれば、おのずから小売価格も大体それに従つたところで納まるだらう、こういうふうな考へておるわけでありまして、もつともそれだけ野放しにしておくといふわけではございせんが、肥料の取扱ひ業者、すなわち全購連系統の組織ないし全肥連といつた關係の業界も、メーカが自衛しておるのだから、マージンも今後上げないといふといつた自衛を促しておる次第であります。

○竹村委員 私は現実に農民の入手する問題を考へるわけですが、たとへばここでこれだけのものを輸出に決定さ

れる、一方におきましては御承知のよう
に、また電燈料の値上げの要求が会
社から出ており、農民は結局において
買いあさりすることは事実でありま
す。これは政府が何と言おうと、将
来肥料の価格は上がるだろう、従つて今
のうちに買っておけ、これが農民の心
理であります。片方ではそういう懸材
料がそろつてゐる。それに対して大体
このくらいであらう、しかも現在行政
措置としておそれるこのくらいでとめ
ようとしたつて、私はとまらぬと思
うのですが、それをそのままに野放しに
されるのか、あるいは何とかするの
か、この点について政務次官からお聞
きたい。あなたから確固たる措置を
やつてもらふと、おそれるこれをや
つたというところで、一週間のうち
にまた四、五十円は上りますよ。この
点をはつきり聞いておきたい。

○野原政府委員 竹村委員のお話のよ
うに、現行価格をこれ以上上げたくな
い、上げないということのために、実
はわれ／＼としましては肥料の輸出に
ついてもおおしめしては承諾をしない
十分われ／＼の意のあるところが了承
され、現行価格水準を絶対上げないとい
う確約がなければ、われ／＼として
は賛成できないということ、そして
三省間と話し合ひがあり、業界も自
を、政府に協力するという態勢にな
つて、初めてそれならばやむを得ない
ということをやつてゐるわけでありま
す。農林省といつては、まづた
く竹村委員の御主張に同感であり、そ
の線に沿つて極力努力をしてゐる最中
であります。

○竹村委員 その誠意はわかりまし
た。それでは上つた場合にどうされま

すか、上つた場合にほんとうに迷惑す
るのは農民です。もしこういうことを
言うてすぐ四、五十円上る。ところが
政府は努力しているが、上つたものは
しょうがないということになると、そ
の誠意はわかりますけれども、現実
に損するのは百姓である。従いまして、
現状の一千三百円程度と言われます
が、もしこれより上つた場合、農民に
対する補償を考へておられるかどう
か、その点を聞いておきたい。

○野原政府委員 肥料の末端における
価格等はこれ以上上らないことをわれ
われは確信をし、望んでゐるわけであ
ります。ただ時に輸送の事情とかいろ
いろな関係で、多少のこぼれは起
る問題であります。そういう個々の
ケースについて、多少地域的に上る所
があつたということでもつて全部を推
定するわけに行きませんのですが、た
だ何としましては最大元を押えて、肥料
の値段はこれ以上には上らないとい
う態勢にいたしまして、そうして進め
て行く。これ以上上つた場合にはどう
するかということにつきましては、先
ほど御回答申し上げましたように、ま
あためてそういう事態に対しては十
分措置を講ずるような手配になつてお
ります。この点でひとつ御了承を願
ひたいと思ひます。

○河野委員長代理 足鹿君。簡単に願
ひます。

ての全購連の意図というものは、大体
配給ルートについては農業協同組合一
本やりの構想を確立し得られるものと
いう前提に立つて、政府が農業協同組
合の育成強化の面なり、消費規正な
り、価格の抑制なり、いろ／＼な点も
おそれる農業協同組合の面を通じてや
るであらうという考え方に立つて賛成
したものだ、そう私は解釈しておつ
た。ところがその後の配給の実態とい
うものを見ておきますと、中央におい
てはメーカ一五割、全購連五割とい
うような形で出ているが、実際に末端
行つて見ると、その比率を見ると農協
系統が七割、八割、商人筋が二割とい
うが、全国的に集計して見ると、多分
そういう数字になつてゐると思ひま
す。そこで中央の流れは元は五割五
ありながら末端では七割三、あるいは
八割二になるというところに現在問題
があると思ひます。私は常に農林大臣
なり、政府は農業協同組合を育成強
化して行くということを言つておられま
すが、事実この肥料の取扱ひ方につ
いても、本来ならば、実態が末端でそ
ういふものが協同組合が中心になつて
立っているわけでありまして、それ
に沿つた配給操作が行われて行けば、
勢い肥料の問題につきましては、ある
程度――本質的には解決つかぬが、安
定への線が出て来るのではないと思
う。その点について、抽象的に農業協
同組合を育成強化しようというよう
なことをおつしやつても、事実上そ
うメーカ一から見れば、やはり商権擁
護の立場から、ある程度、メーカ一

につながらる地方の商人筋の配給量と
いうものを確保したいでしう。しか
し実際に配給についてはこういう状態では協
同組合の配給権というものは非常に不
安定である。勢い農民の要望に沿
うと思へば、ある程度無理をしなければ
ならぬ。それがまた値上りの一つの條
件をなす。こういうことが現実にあ
り、はしないかということをお私に心配
するのですが、政府が常に口にしておられ
る協同組合の育成強化の面において、
肥料のいわゆる流し方、その量につ
いてどういふふうな考えを持つてお
られますか、この点をひとつ伺ひし
ておきたい。

○野原政府委員 協同組合等の機関を
通じまして、低廉な肥料が必要な時期
に農家に流れるという仕組みが一番好
ましいことであり、また当然そうなく
てはならぬと考へておるのであります
が、ただいまのお話のように、まだ協
同組合が十分なる機能を發揮してい
ないことは、遺憾ながら事実であると思
ひます。それに対して今後い
かにしてやるかというふうなことに
しましては、ひとつ慎重に検討いた
したいと考へております。

○足鹿委員 協同組合が機能を發揮し
ておらないとおつしやいますが、機能
を發揮できるのです。現在の協同組
合が肥料の一手配給をやるような、大
半の量が協同組合を通じて流されるよ
うな措置を、政府が行政措置でおや
りになるならば――あるいは別途に法律
でおやりにするならば別であります
が、協同組合はけつこうやれますよ。
ばくはそんなことは決して御心配はい

らないと思ふ。たゞいづゆるメーカ一
側は、商権擁護の立場から全部これを
協同組合側にまかせたくない心境にあ
ることは、これは業者としてはそう考
へるのやむを得ないでしう。しか
し、そこに先刻私が指摘したように、
中央においては五割五のもの、地方
に行くと協同組合が実際に配給にお
ける線に沿つて地方においても流し
て行くような措置を、行政的な措置と
しておとりになるかならないかとい
うことで、協同組合はいくらでもやれ
ます。それは野原さん心配はいりませ
ん。今の価格の点、いろ／＼な点で触
れ合ひましたが、そういう点をおや
りになれば、実際問題として私はや
れると思ふ。現在農民の要望にこた
え得るような量を、協同組合を通じて農家へ
流して行くという措置をおとりにな
ることが、私は非常に大事な問題では
ないかと思ふ。それは協同組合育成の線
とも矛盾しないし、当然政府がいつ
口にしておられる理論に即応したや
り方ではないか、その点について私は聞
いてゐるのである。ところが協同組
合は何ら能力がないので、今後はそ
ういふに持つて行きたいというよう
な野原さんの御意見であります。そ
うではない、やれます。やれるが、協
同組合に配給の指導権をお與えにな
るような措置を講じ、メーカ一に対
しても手を打たれ、また商権侵害だ
とか何とかがいふことのないよう
に、協同組合育成強化の線に沿ひ、
協同組合から配給を受けたいとい
う農民の意思に沿つた措置をお講
じになることが、やはり肥料価格安
定の重大な条件では

ないかと思ひますから申し上げておる
のであります。その点について伺いた
い。

○野原政府委員 私の申し上げたこと
をあるいは誤解されたかと思ひます
が、私も協同組合を通じて行くなら
ば、協同組合が十分その機能を果して
行ける態勢にあるということは存じて
おります。ただ協同組合の實力と申し
ますか、力がまだ十分でない。まだ協
同組合は理想な姿に發展して行く過程
にあるのであるというふうに考えてお
るのであります。その協同組合を育
成強化するという面から行きまして
も、当然協同組合にできるだけ多くの
ものを流して、十分その機能を發揮し
てもらうという方向に努力をいたした
いと考えております。ただこれは肥料
ではありませんが、他の問題について
私が一、二関連をしたことがあります
が、たとえば協同組合にせつかく扱わ
せようと思つて扱つたところが、ど
うも實力がないために、どうしてもや
れません。たとえば塩の問題、塩など
も大いに協同組合に扱つてもらうべく
努力したところが、やつてみた結果
が、どうしても力が弱いというか、協
同組合の手によつて末端の配給機関と
しての力が發揮できなかったというた
めに、きわめてわずかなものだけを今
日扱つておるといふような事例もござ
います。これは政府がやらせるといつ
ても、やはり受けた協同組合の力その
ものが十分にありませんとできない場
合があるのであります。その点は少く
とも協同組合もひとつ力を持つて、い
ろいろな中間業者等の寄りつく余地の
ないような強力なものにしなければな

らぬ。これはうらはらな問題になると
思ひますが、やはり協同組合の育成強
化が第一だ、そのためにはできるだけ
多くのものを流すような行政措置も強
くやる必要があるという点は、まつた
く御同感でありますので、その点は今
後もひとつ十分検討しまして、協同組
合に對しては、肥料をできるだけ多く
流すような措置を今後とも考えたいと思
うわけであります。

○河野委員長代理 この機会に私から
一言政府にお尋ねいたします。先ほど
来各委員の方々から、今後の価格につ
きましての質疑があり、これに對する
政府の答弁を聞いておりますと、要約
するに九百九十二円の問題でありま
す。これは商人の方面におきまして
は、土地により、人により、その信用
力によつて、九百九十五円もあり、ま
た千円もあり、一方において九百七十
円もあるということになると思ひます
が、全購連に關しましては、全国を一
本にして買つております關係上、この
平均価格の九百九十二円の線を越えた
価格というものは、本肥料年度中すな
わち春肥の終了するまではあり得ない
といふふうなことに、要約すればなる
と私は思ふのであります。そういうこ
とに間違ひがないかどうか。重ねて申
し上げますが、全購連がもし今後春肥
として手当てする場合には、卸口銭が
内容に含まれておりますから、全購連
の口銭並びに県購連の口銭を内口銭と
して九百九十二円以上のものは全購連
對メーカの間では取引はあり得な
い。もしあつた場合には、政府が先
ほど申されるところの、その際は断固
たる措置をとる、私は政府の答弁を具

体化すればそういうことになると思ひ
ますが、それでよろしゅうございま
すかどうか、これをひとつ伺つておき
たいと思ひます。

○野原政府委員 ただいまのお話の線
になると考えております。

○河野委員長代理 それでは農林省は
先ほど来の断固たる措置をとる、その
断固たる措置をとる時期は、九百九十
二円をかりに上まわらなければ全購連
が買えないというふうな事態が生じた
ときはその時期である、こういうふう
に解釈してよろしゅうございますね。
他に御質疑がなければ、本日はこれ
をもつて散会いたします。次会は公報
をもつてお知らせいたします。

午後一時十二分散会

第十三回国会衆議院農林委員会議
録第三号中正誤

頁段 行 誤 正

一二三五 穀粉工場救済 穀粉工業救済
請願 請願

第十三回国会衆議院農林委員会議
録第四号中正誤

頁段 行 誤 正

一二六 穀粉工場救済 穀粉工業救済
請願 請願

第十三回国会衆議院農林委員会議
録第七号中正誤

頁段 行 誤 正

一二一六 穀粉工場救済 穀粉工業救済
請願 請願